
坂出市
立地適正化計画
(改定版)

平成 31 年 3 月策定
令和 6 年 3 月改定
令和 7 年 3 月改定

坂出市

目 次

序章 計画の基本的事項

1. 坂出市立地適正化計画	1
1.1. 立地適正化計画とは	1
1.2. 計画策定の目的	1
1.3. 計画の位置付け	2
1) 法的根拠	2
2) 位置付け	2
1.4. 計画対象区域	3
1.5. 計画期間	4

第Ⅰ章 坂出市の現状および将来見通し

1. 現状および将来見通し	5
1.1. 人口等	5
1) 総人口	5
2) 高齢化率	8
1.2. 土地利用	9
1.3. 都市交通	10
1.4. 都市機能	13
1.5. 防災	14
1.6. 行財政等	15
1) 財政状況	15
2) 公共施設の維持管理	16
2. 市民の意向	17
2.1. 坂出市まちづくり基本構想のアンケート調査	17
1) 坂出市の良さ（自慢できるところ）	17
2) 坂出市の不満（嫌いなところ）	18
3) 居住の継続性	19
2.2. 坂出駅周辺再整備基本構想のアンケート調査	20
1) 中心市街地の印象と魅力向上の重要項目	20
2) 居住地選択における重要項目	21
3. 現状および将来見通しの整理	22

第Ⅱ章 立地適正化計画の基本的方針

1. めざすべき都市の姿	23
1.1. まちづくりの基本理念・将来像	23
1.2. 立地適正化計画の基本方針	24

第Ⅲ章 誘導区域および誘導施設等の設定

1. 誘導区域および誘導施設等の設定	27
1.1. 居住誘導区域	27
1) 区域設定の考え方	27
2) 区域の設定	27

目 次

1.2. 都市機能誘導区域.....	32
1) 区域設定の考え方.....	32
2) 区域の設定	32
1.3. 都市機能誘導施設.....	35
1) 施設設定の考え方.....	35
2) 施設の設定	35

第IV章 防災指針

1. 防災指針の基本的な考え方.....	37
1.1. 防災指針とは.....	37
1.2. 検討の手順.....	37
2. 災害リスク分析.....	38
3. 防災上の課題整理.....	43
4. 取組方針および取組施策.....	45
4.1. 防災まちづくりの取組方針.....	45
4.2. 取組施策.....	46

第V章 計画実現に向けて

1. 計画実現に向けての施策.....	47
1.1. 計画実現に向けた取り組み.....	47
1) 都市機能の維持・強化.....	48
2) 密集市街地の環境改善.....	48
3) 交通利便性のさらなる向上.....	49
1.2. 建築等行為の届出制度.....	50
1) 居住誘導に係る届出制度（都市再生特別措置法）	50
2) 都市機能誘導に係る届出制度（都市再生特別措置法）	51
2. 計画の評価.....	52
2.1. 目標値の設定.....	52
2.2. 計画の進行管理.....	53

序章 計画の基本的事項



1. 坂出市立地適正化計画

1.1. 立地適正化計画とは

人口増加による成長社会やモータリゼーションの進展を背景として、多くの地方都市ではこれまで郊外での開発が進み、市街地が拡散してきました。しかし、今後は急速な人口減少および少子高齢化の進展に伴い、市街地の低密度化が予測され、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・商業等の生活を支えるサービスの提供が将来的に困難となり、特に高齢者など交通弱者においてその傾向が顕著となるおそれがあります。また、公共施設の多くが整備から長期間を経過しており、厳しい財政状況のなか、社会資本の老朽化への対応も求められています。

そのため今後は、交通利便性が高く、一定程度の都市機能が集約した都市の中心地域において、都市機能の維持・誘導による生活利便性の確保を図るとともに、その周辺地域の居住誘導により都市機能の存続を支える人口密度を確保し、併せて地域公共交通ネットワークを形成することにより、財政的にも持続可能な「コンパクトシティ+ネットワーク」の考え方に基づくまちづくりを推進していくことが重要となっています。

このような中、2014年8月に都市再生特別措置法（以下「法」という。）が改正され、『立地適正化計画制度』が創設されました。立地適正化計画は、都市計画法を中心とした従来の土地利用に加え、これまで都市計画では明確に位置付けられてなかった各種の都市機能に着目し、その魅力を活かすことにより「コンパクトシティ+ネットワーク」の実現に向けたまちづくりの指針となる計画であり、この計画に基づき緩やかなコントロールを図ることにより、暮らしやすく、持続可能なまちづくりを展開することが期待されます。

1.2. 計画策定の目的

本市の人口は、1977年2月の67,734人（常住人口）をピークとして減少し、将来推計によると、年少人口（0～14歳）および生産年齢人口（15～64歳）の減少や老年人口（65歳以上）の増加が今後も続き、2040年には人口が約4万人となることが予測されています。また、生産年齢人口減少に伴い財政収入が減少するなか、社会保障費の増加、インフラの老朽化に伴う維持管理費の増加などにより、財政状況の悪化も懸念されます。さらに、本市の土地利用の状況をみると、モータリゼーションの進展により市街地が拡大し、低密度な市街地が拡散している状況が伺えます。

一方で、本市はJR予讃線、路線バスおよび循環型バスなど公共交通の充足、交通アクセスの良好なJR坂出駅周辺における生活に必要な都市機能（医療、福祉、商業施設など）の集積など、現時点で多くの強みを有しています。しかし、今後も人口減少および少子高齢化が進展し、市街地の低密度化がさらに進めば、都市機能の維持が困難となり、高齢者など特に交通弱者の生活利便性の低下が懸念されます。

こうしたことから、都市機能の維持・確保および効果的な生活サービスの提供、一定の人口密度や人口規模が確保された市街地の形成、公共交通の充実などを包括的に進め、生活利便性の確保と持続可能な都市経営を実現することを目的として、今後のまちづくりの方針を示す、「坂出市立地適正計画」を2019年3月に策定しました。

この計画策定から約5年が経過しましたが、本市では人口減少が続くとともに、デジタル化やアフターコロナを見据えた都市構造の再編など、本市を取り巻く社会課題も変化してきました。

また、近年の災害の激甚化・頻発化を受けた2020年の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に防災指針の追加が求められるようになったことから、このたび、本市では「坂出市立地適正化計画」について、改定版を策定することとしました。

1.3. 計画の位置付け

1) 法的根拠

立地適正化計画は、法第81条第1項に基づき策定するものであり、法的手続きを経て公表されると、法第82条に基づき坂出市都市計画マスタープランの一部とみなされます。

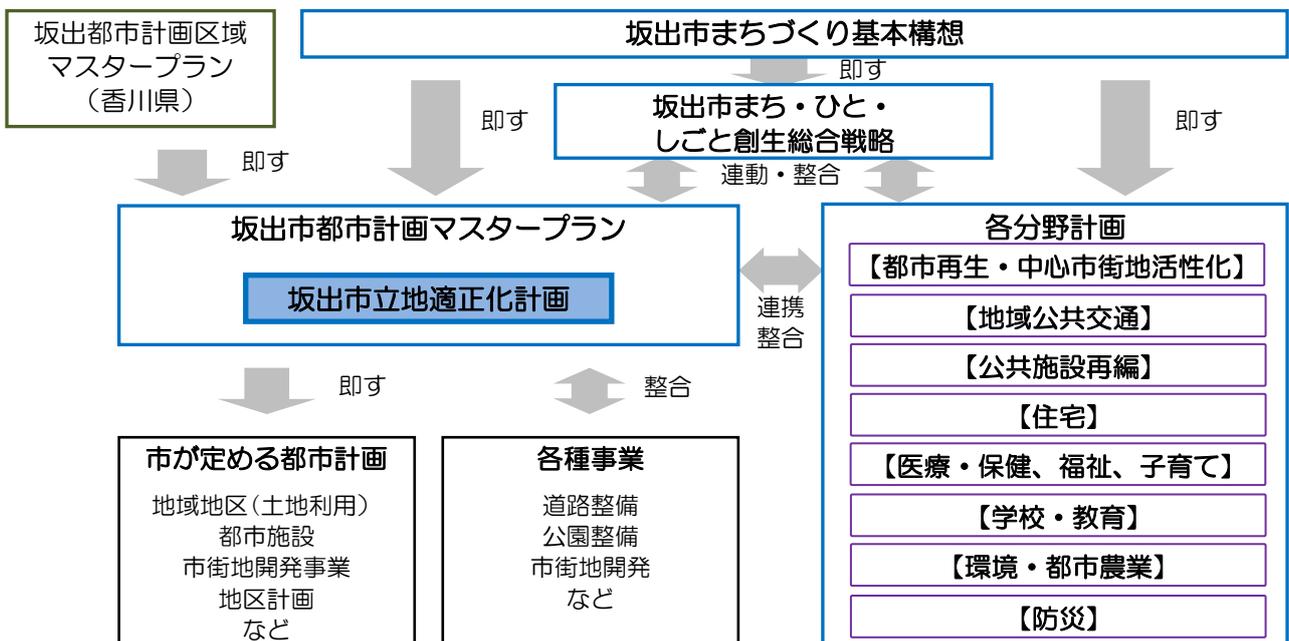
また、法第81条第17項では、「立地適正化計画は、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画法第6条の2の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即するとともに、同法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び都市緑地法第4条第1項に規定する基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されています。

2) 位置付け

坂出市立地適正化計画は、本市の最上位計画である「坂出市まちづくり基本構想」および香川県が定める「坂出都市計画区域マスタープラン」を上位計画として位置付けます。

また、本市の人口減少対策に係る計画である「坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連動し、計画の整合性を図ります。

さらには、本計画の推進により期待される効果を一層発現させるため、中心市街地活性化や地域公共交通のほか、医療・保健、福祉、子育てなど様々な分野と連携し、計画の整合性を図ります。



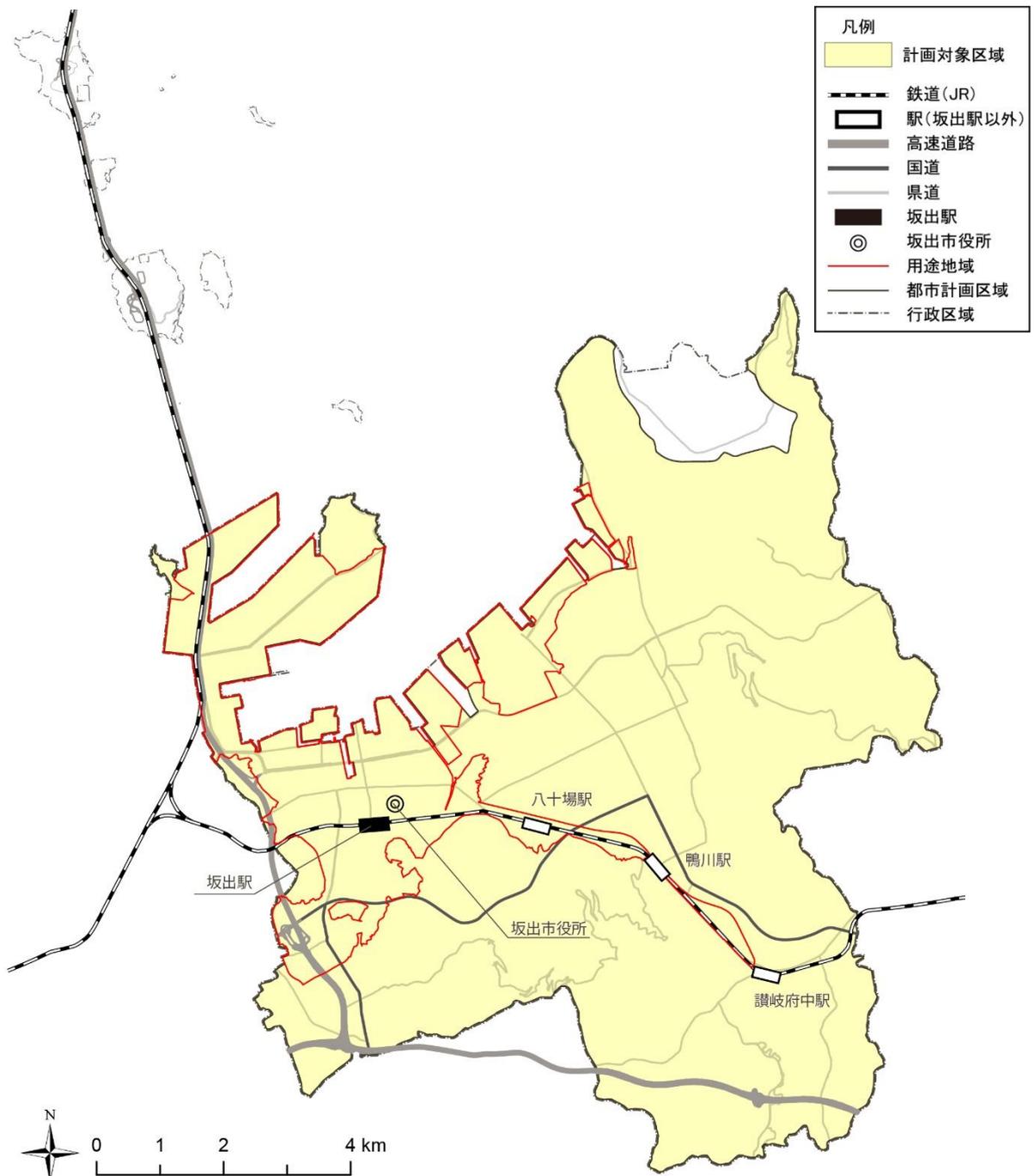
1.4. 計画対象区域

立地適正化計画の対象区域について、法第81条第1項では「都市計画区域内の区域について、立地適正化計画を作成することができる。」とされており、都市計画運用指針では「都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を対象とすることが基本となる。」とされています。

こうしたことから、坂出市立地適正化計画の対象区域は、「坂出都市計画区域」とします。

↓

**坂出市立地適正化計画の対象区域は
「坂出都市計画区域」とします**



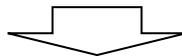
1.5. 計画期間

立地適正化計画の計画期間について、都市計画運用指針では「立地適正化計画の検討に当たっては、一つの将来像として、おおむね 20 年後の都市の姿を展望することが考えられる。」とされています。

これは、立地適正化計画が、居住や都市機能を短期間で強制的に移転させるのではなく、時間をかけて居住や都市機能を集約することを目標としているからです。

こうしたことから、本計画の計画期間を当初計画策定の 2019 年から概ね 20 年間とし、目標年次を 2038 年と設定します。

また、計画策定後は社会経済情勢の変化や土地利用の状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



坂出市立地適正化計画の計画期間は

「概ね 20 年間(目標:2038 年)」と設定します

第I章 坂出市の現状および将来見通し



1.現状および将来見通し

1.1. 人口等

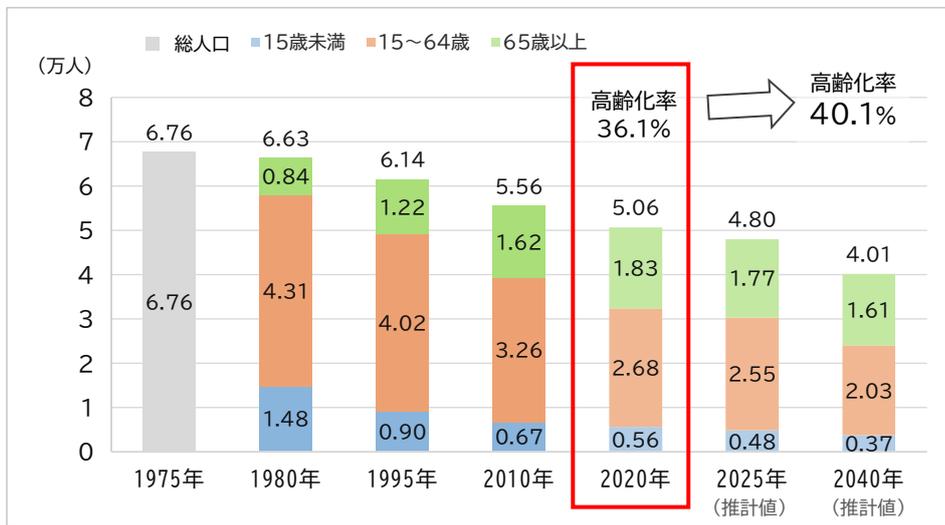
1) 総人口

①人口の推移

本市の総人口は 1977 年 2 月の 67,734 人（常住人口）をピークとして減少傾向にあり、2020 年現在 50,624 人（国勢調査）です。

『日本の地域別将来推計人口（2023 年 12 月推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）によると、今後も人口減少が続き、2040 年には 40,124 人となることが予測されています。

年齢別 3 区分別人口をみると、年少人口（0～14 歳）および生産年齢人口（15～64 歳）が減少し、老年人口（65 歳以上）の割合が増加することが予測され、2040 年の高齢化率は 40.1% となることが予測されています。



出典：国勢調査、「日本の地域別将来推計人口（2023 年 12 月推計：国立社会保障・人口問題研究所）」

また、各区域別の人口をみると以下の通りであり、人口減少に伴い、各区域の人口密度が低下することが予測されています。一方、老年人口をみると、総人口に比べ、中心となるD I D区域および用途地域で減少割合が小さく、高齢者の割合が高くなると予測されています。

■区域別人口推計結果

	年次	区域面積 (ha)	総人口 (人)	人口密度 (人/ha)	65歳以上人口 (人)
D I D区域	2020年	920	19,477	21	6,385
	2040年		15,702	17	6,290
用途地域	2020年	1,881	26,696	14	8,859
	2040年		21,517	11	8,538
用途地域 (工専・工業除く)	2020年	1,155	26,176	23	8,702
	2040年		21,036	18	8,362
都市計画区域	2020年	8,769	49,781	6	17,811
	2040年		39,526	5	15,800
行政区	2020年	9,249	50,624	5	18,261
	2040年		40,124	4	16,101

※ 人口は500mメッシュによる算出結果に基づく推計値

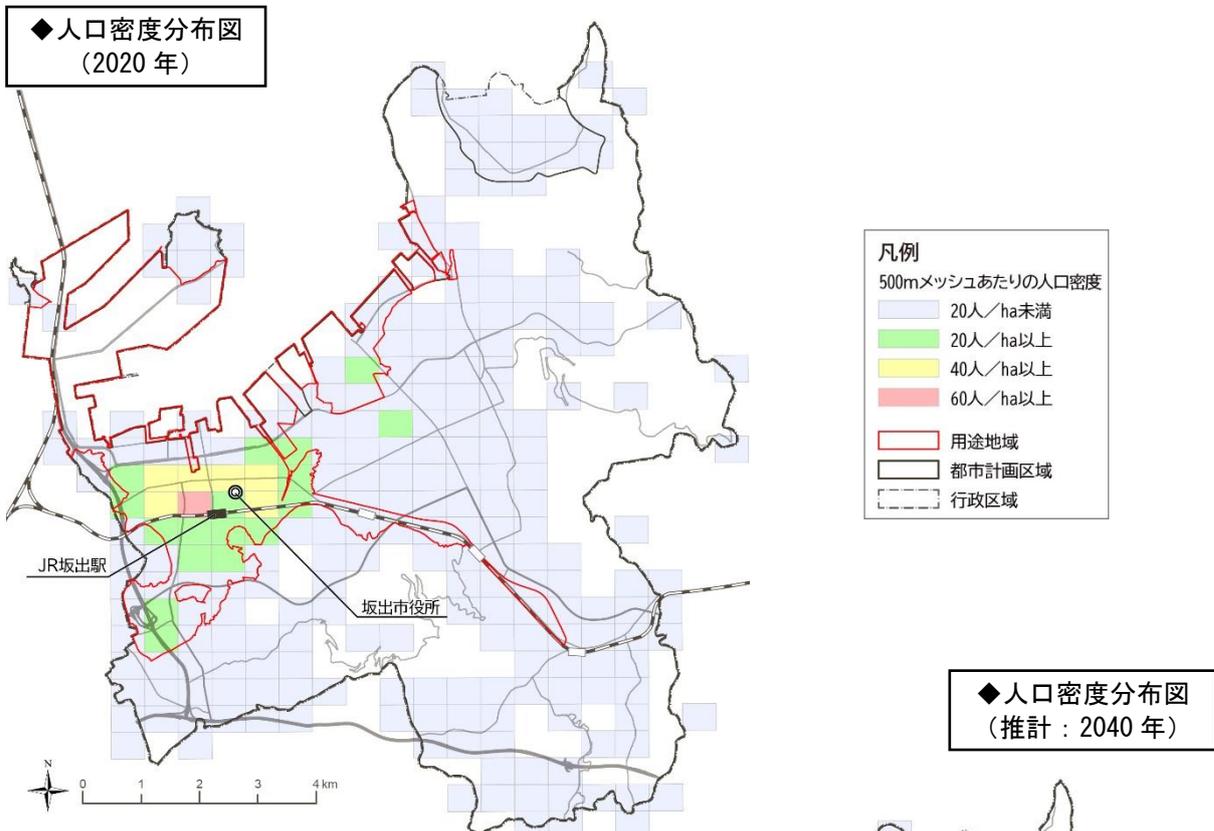
※ 区域面積は、2020年時点の面積

②人口密度

本市は、JR坂出駅周辺を中心とした交通利便性の高い地域に人口が分布しています。

2020年の現況人口密度分布をみると、JR坂出駅周辺の中心部では60人/haを上回る地区もありますが、全般的に低密度な市街地が広がっていることが伺えます。

また、2040年には中心部の人口密度も低下し、市街地の目安となる40人/ha（都市計画運用指針）を上回る地区も中心部の一部に限られることが予測されます。



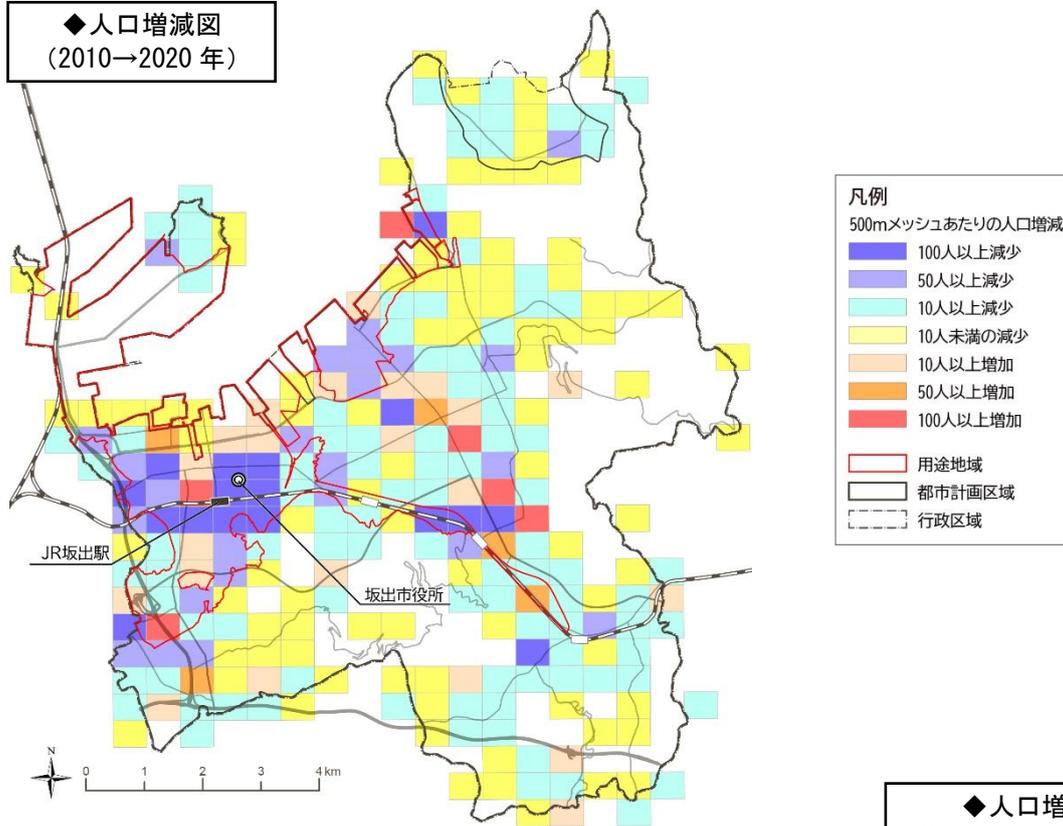
中心部の人口密度が低下

■人口推計について
「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）に準拠し、500mメッシュごとに推計（コーホート要因法）を行った。

③人口増減

2010 年から 2020 年までの 10 年間の人口増減をみると、JR 坂出駅周辺の中心部では減少傾向が強く、100 人以上減少している地区も見られます。

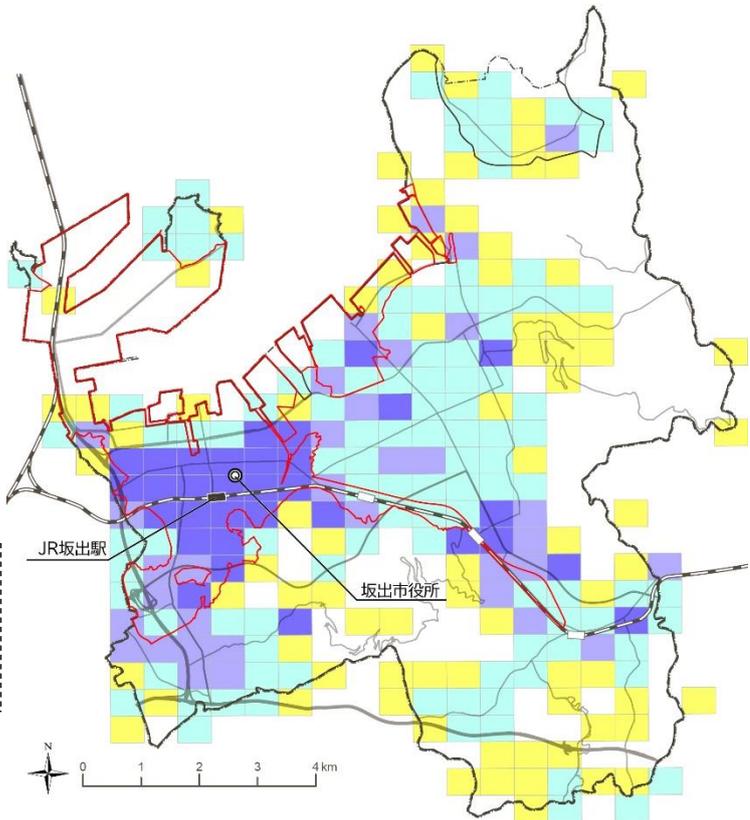
また、2020 年から 2040 年の 20 年間の推計人口の人口増減をみると、市域全体で減少すると予測され、特に JR 坂出駅周辺の中心部では減少傾向が強く見られます。



出典：国勢調査（2020 年）

◆人口増減図
(推計：2020→2040 年)

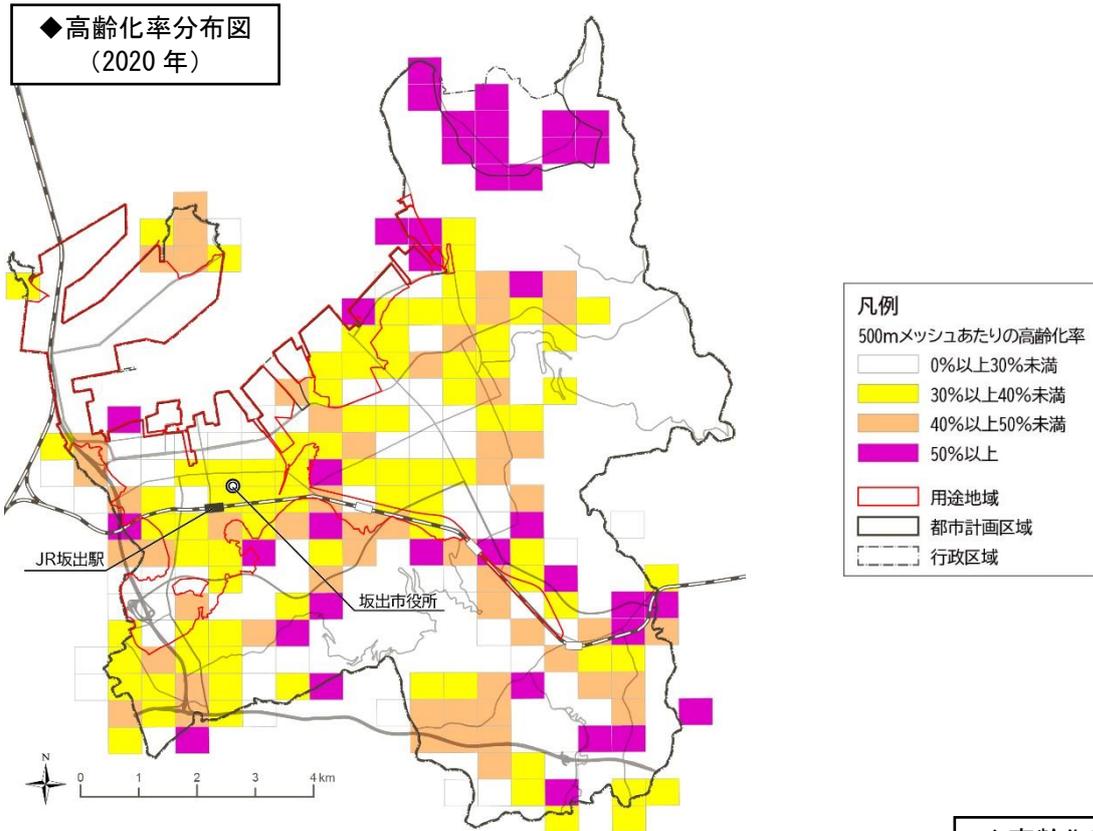
中心部の人口減少が顕著



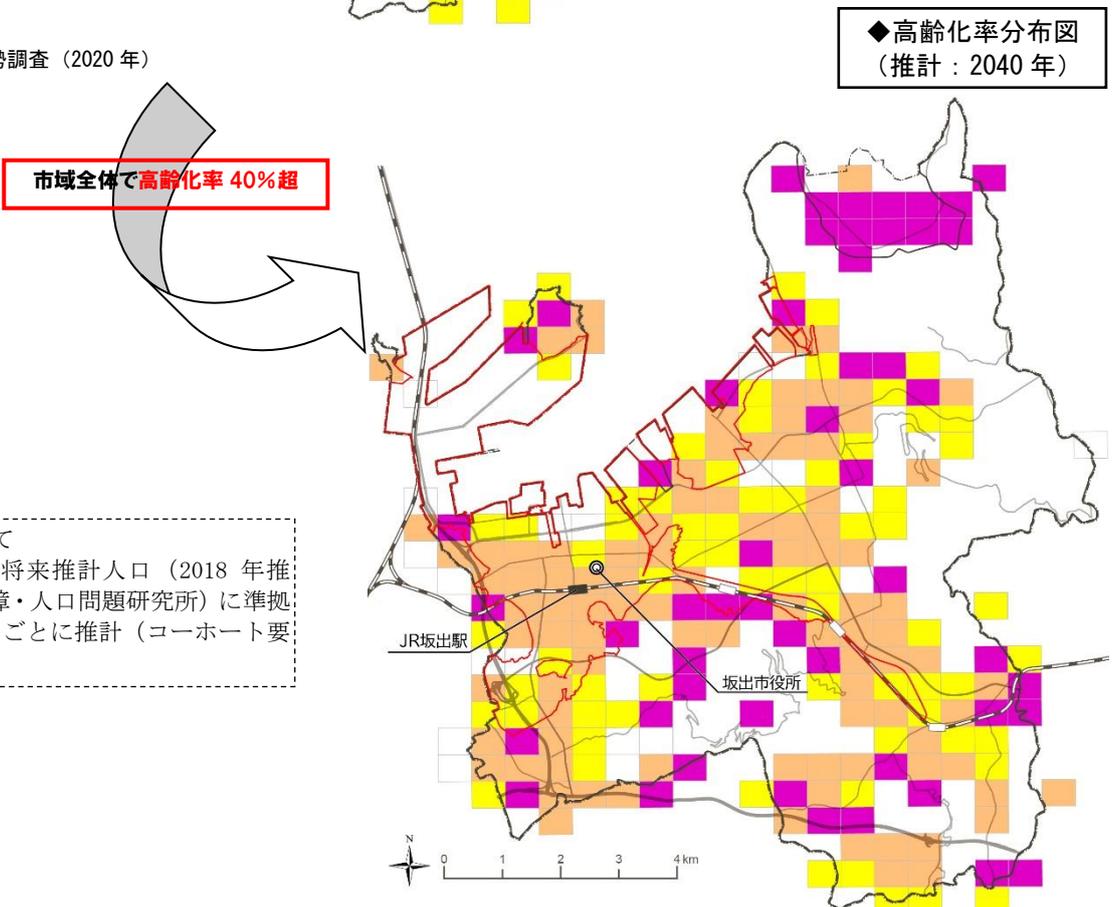
■人口推計について
「日本の地域別将来推計人口（2018 年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）に準拠し、500m メッシュごとに推計（コーホート要因法）を行った。

2) 高齢化率

高齢化率の分布をみると、今後も高齢化が進展し、2040 年には市域全体で高齢化率 40% を超え、多くの地域でも高齢化率 40% を超えることが予測されます。



出典：国勢調査（2020年）

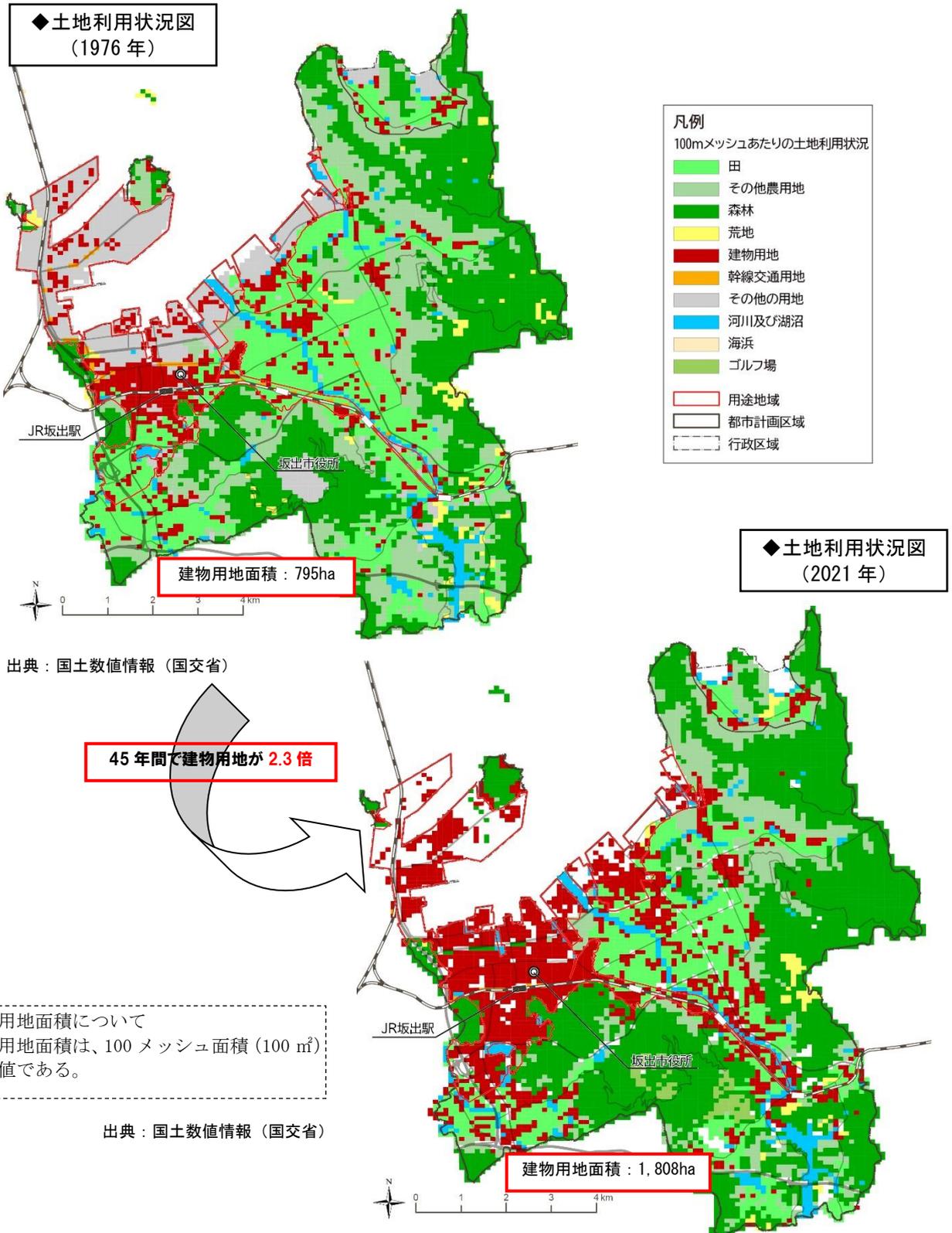


■人口推計について
「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）に準拠し、500mメッシュごとに推計（コホート要因法）を行った。

1.2. 土地利用

土地利用の状況をみると、1976 年には建物用地が 795ha であったものが、2021 年には 1,808ha となり、45 年間で 2.3 倍に拡大しています。

一方で、人口は 1977 年をピークとして減少が続いていることから、低密度な建物用地が拡大している状況が伺えます。

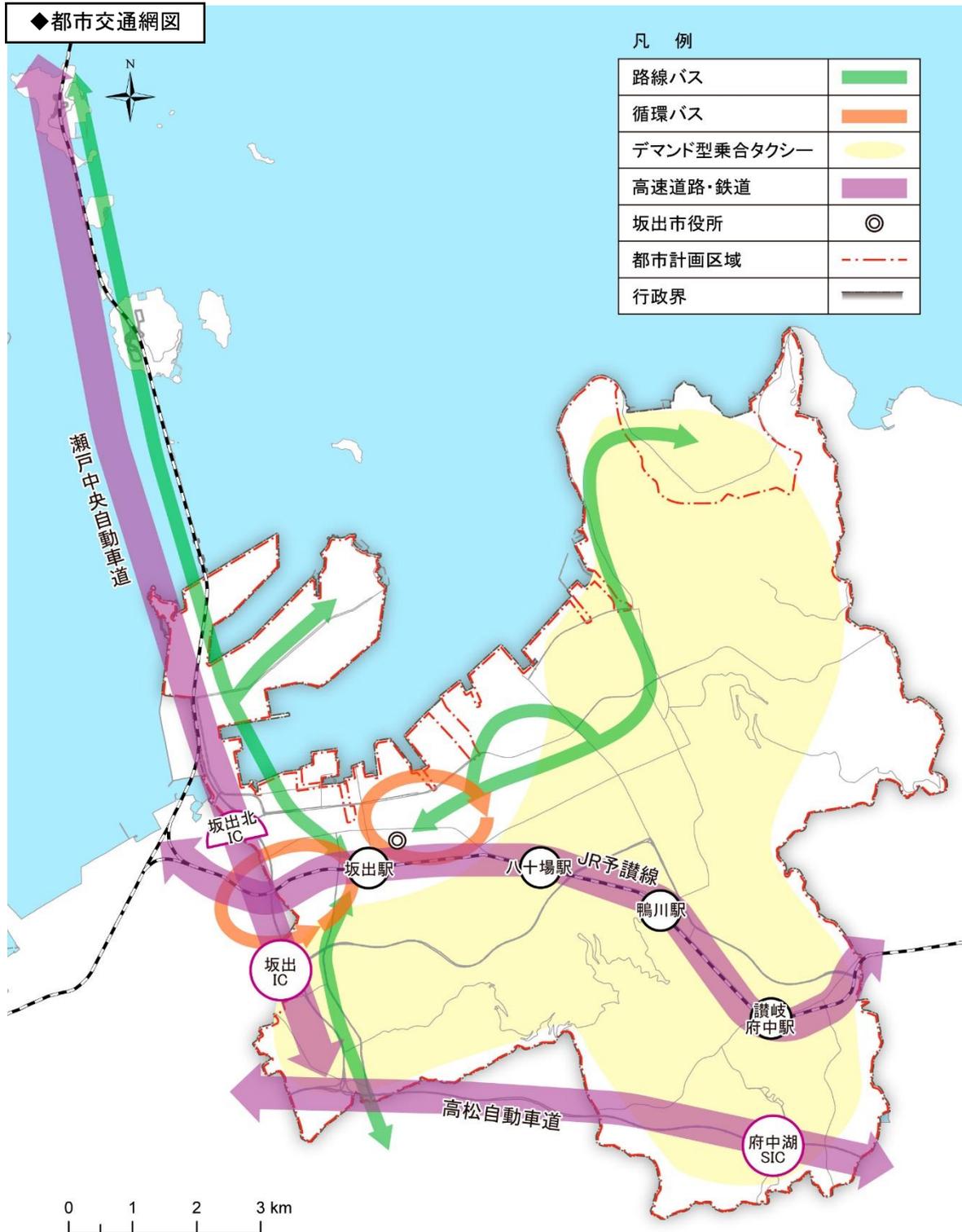


1.3. 都市交通

①都市交通網

本市は、瀬戸中央自動車道および高松自動車道、JR予讃線が広域的な交通軸を形成しています。

市内の公共交通をみると、JR坂出駅を起点として、市内各地へ路線バスやデマンド型乗合タクシーが運行し、市中心部には東西 2 ルートの循環バスが運行しています。



②公共交通の利便性

公共交通の利便性をみると、公共交通徒歩圏に居住する人口割合は 2020 年現在、用途地域内で 85%を超え、将来的にも同様の状況であることが予測されています。

また JR 坂出駅は、JR 岡山駅から約 40 分、JR 高松駅から約 15 分と交通利便性が高く、1 日の乗降客数は四国管内で 4 番目となっています。

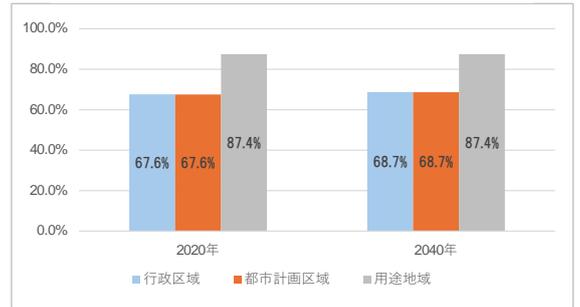
■ 駅別乗降客数一覧 (2022 年度)

(単位：人/日)

順位	駅名	乗降客数
1	高松	21,850
2	徳島	12,644
3	松山	11,004
4	坂出	9,134
5	高知	8,756

出典：国土数値情報 (2022 駅別乗降客数)

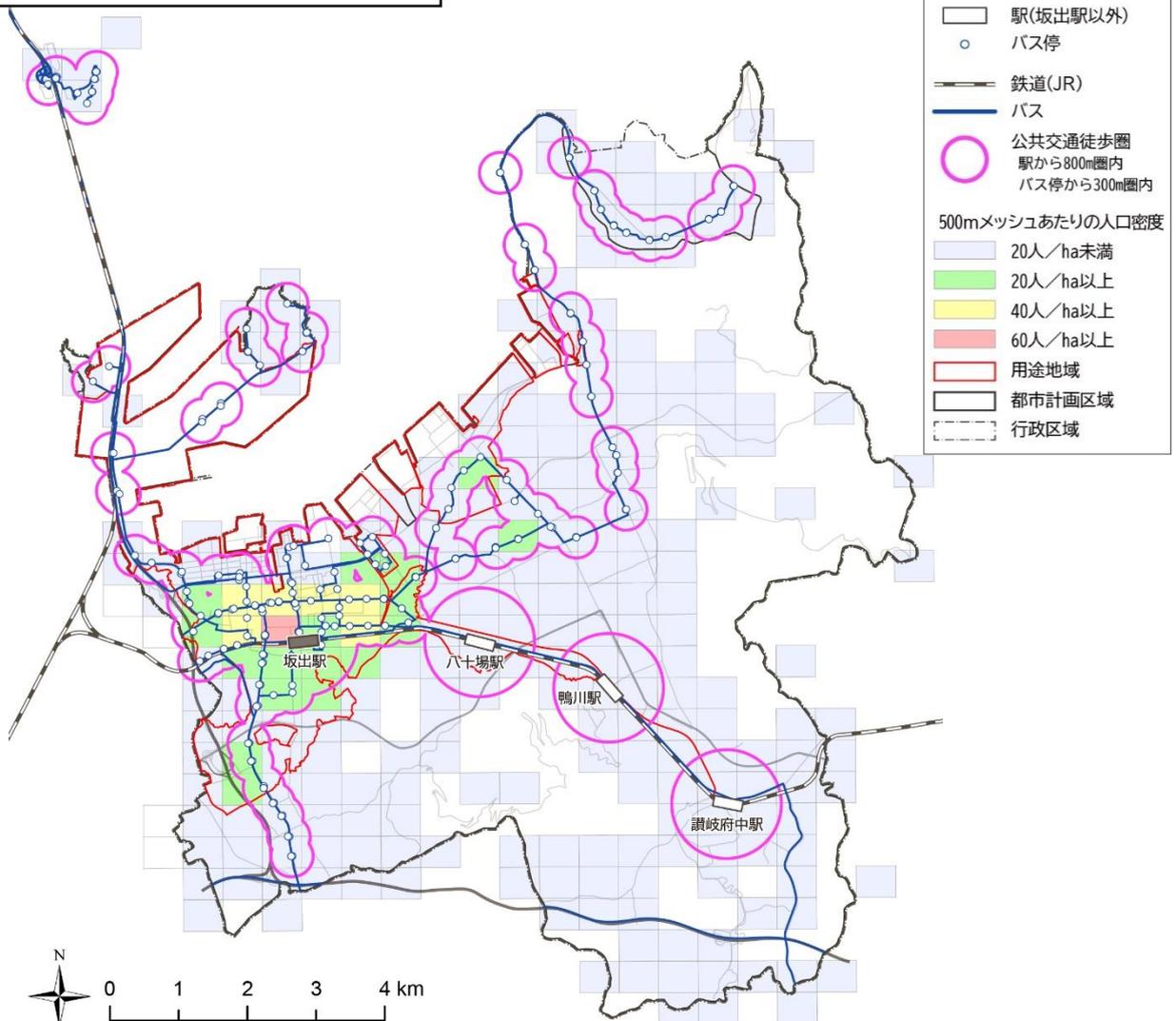
公共交通徒歩圏人口割合



■ 人口割合について

公共交通徒歩圏に重心が含まれる 500mメッシュ人口の割合を算出した。

◆ 公共交通徒歩圏と人口密度分布図



出典：坂出市オープンデータ (2024 年 10 月)、国勢調査 (2020 年)

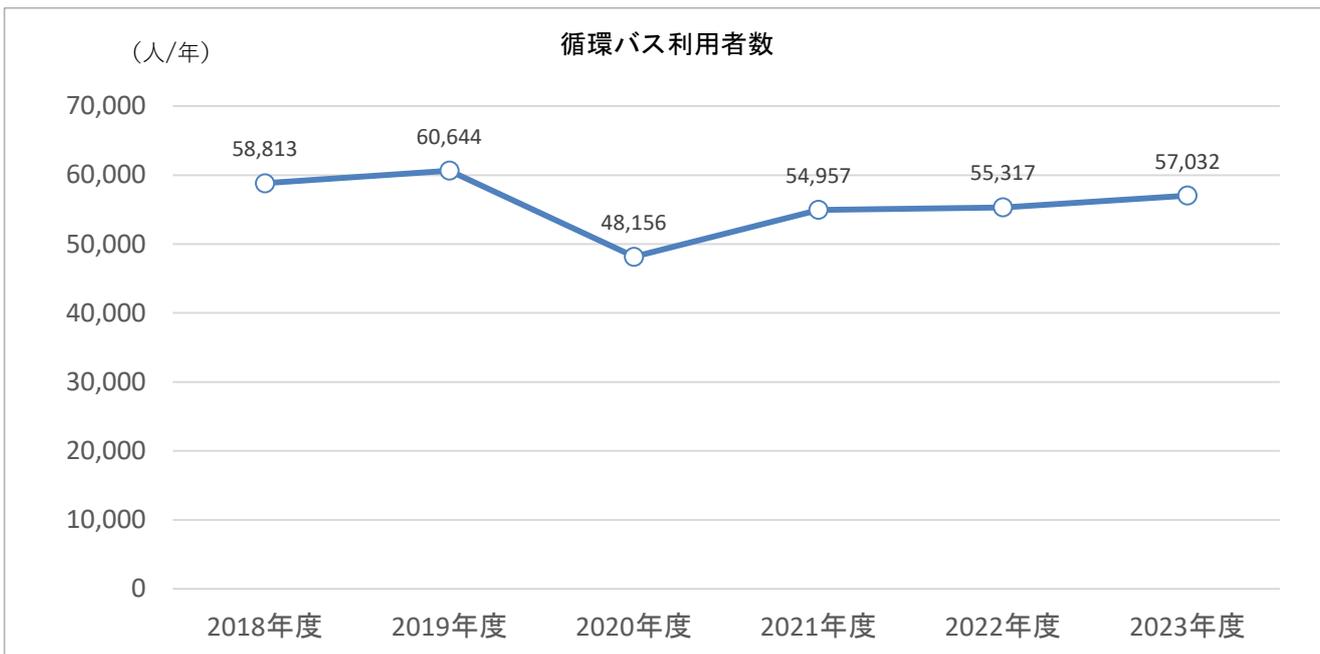
第 I 章 坂出市の現状および将来見通し

JR坂出駅を起点として市中心部を走る循環バスは、東ルート、西ルートの2ルートで運行しており、その利用人数は、コロナ禍で落ち込みましたが、回復傾向にあります。

◆循環バスルート図



出典：坂出市公共交通マップ（2024年10月1日改正版）



1.4. 都市機能

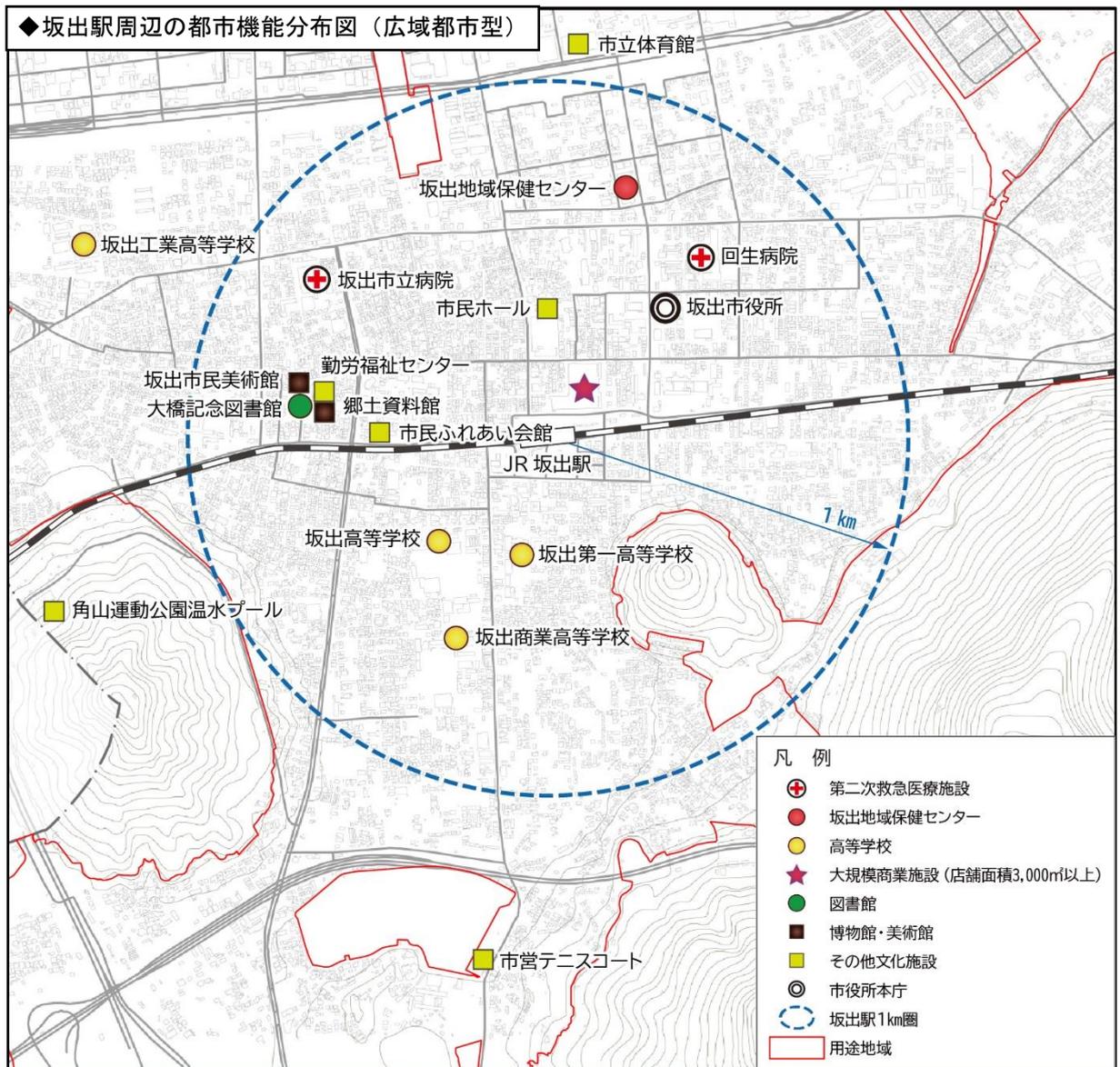
坂出市および坂出市を超える圏域で必要とされる広域都市型の都市機能の状況をみると、坂出駅から半径 1km 圏内では想定される都市機能の全ての施設が立地しており、利便性の高い地域であることが伺えます。

■都市機能（広域都市型）の立地状況

区分	想定される都市機能施設	坂出駅 1km 圏
商業	大規模商業施設（店舗面積 3,000m ² 以上）	(1)
医療	病院（第二次救急医療施設）	2
保健	保健センター	1
行政	本庁	1
教育	高校学校等	3
文化	図書館	1
	博物館・美術館	2
	その他文化施設	3

※ () 書きは、休業中 [イオン坂出店]

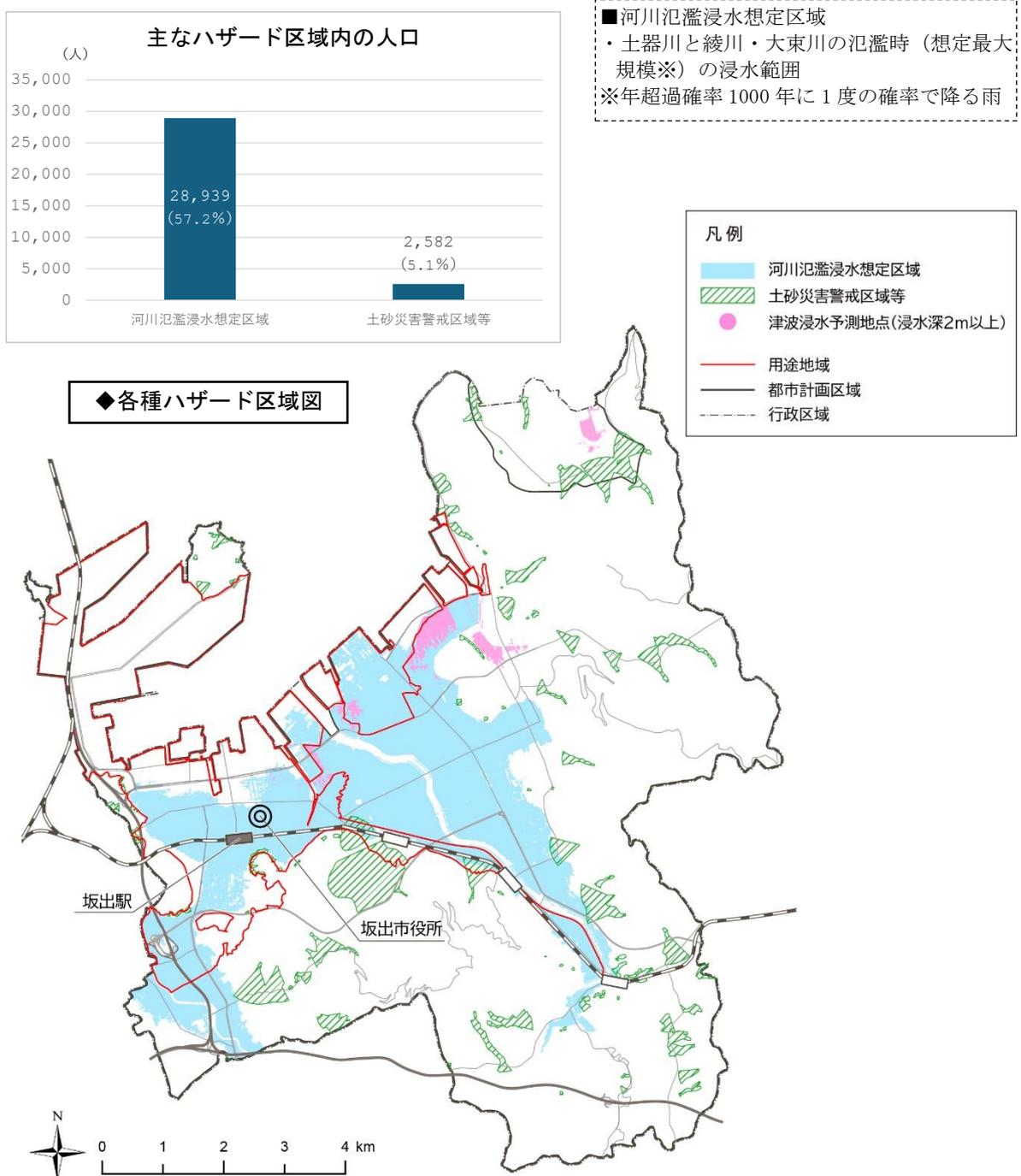
○広域都市型の都市機能：
坂出市全域および坂出市を超える圏域で必要とされる施設およびその機能



※ ★イオン坂出店は、2024年3月より休業中。

1.5. 防災

海と山に囲まれた本市には各種ハザード区域が数多く存在し、土器川と綾川・大東川の氾濫時（想定最大規模※）の河川氾濫浸水想定区域には 57%程度、土砂災害警戒区域等には 5%程度の人口が居住しています。津波浸水予測地点（浸水深 2.0m以上）は、綾川の沿岸部などに広がっています。このため本市では、護岸の嵩上げ、補強等の海岸施設や河川施設の改修を行うとともに、自主防災組織の育成や防災訓練の実施などのソフト対策を実施しています。また、市中心部においても狭隘道路で構成された住宅密集地が存在し、地震・火災発生時の大きな被害が懸念されます。



1.6. 行財政等

1) 財政状況

財政の健全化判断比率をみると、全ての基準を下回り、本市の財政状況が「健全状態」であることを示す結果となっています。

また、財政状況の推移を見ると、令和 2 年度以降、歳出額と財政力指数はやや減少傾向で推移しているものの、市税収納額は概ね横ばい傾向で推移しています。

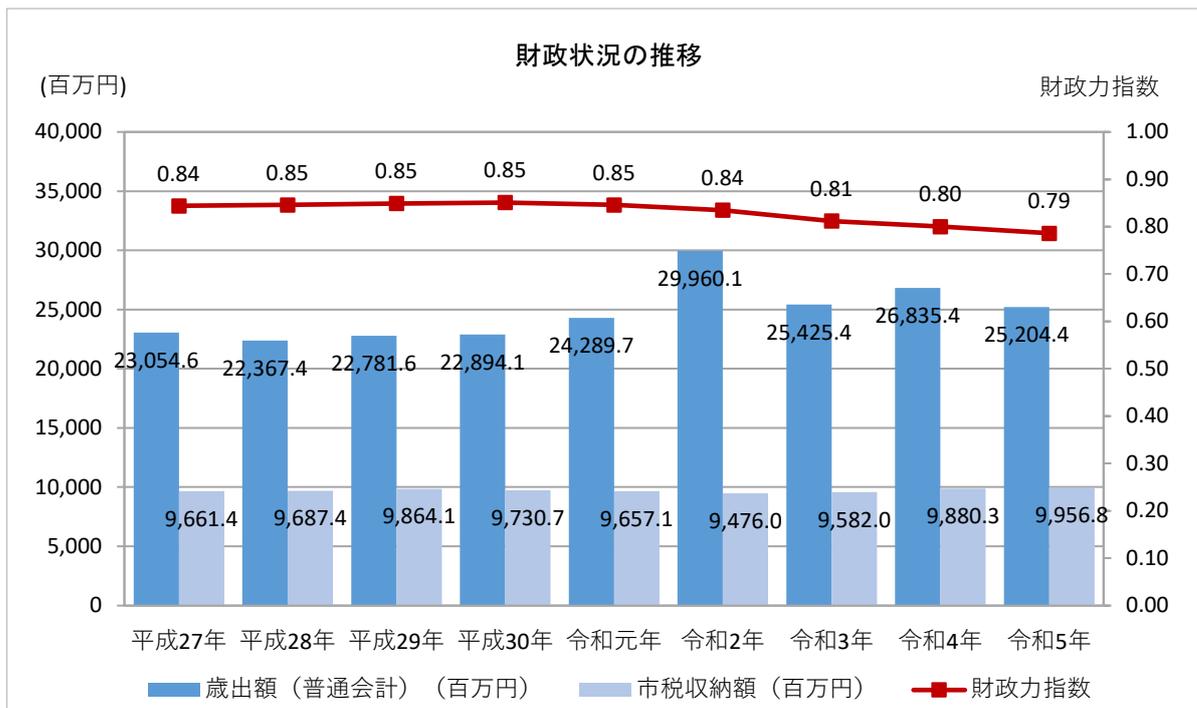
■ 令和 5 年度決算により算定した健全化判断比率について

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による公表)

健全化判断比率	令和 5 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— (△1.37%)	12.85%	20.00%
②連結実質赤字比率	— (△56.39%)	17.85%	30.00%
③実質公債費率	7.8%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	73.3%	350.0%	

備考

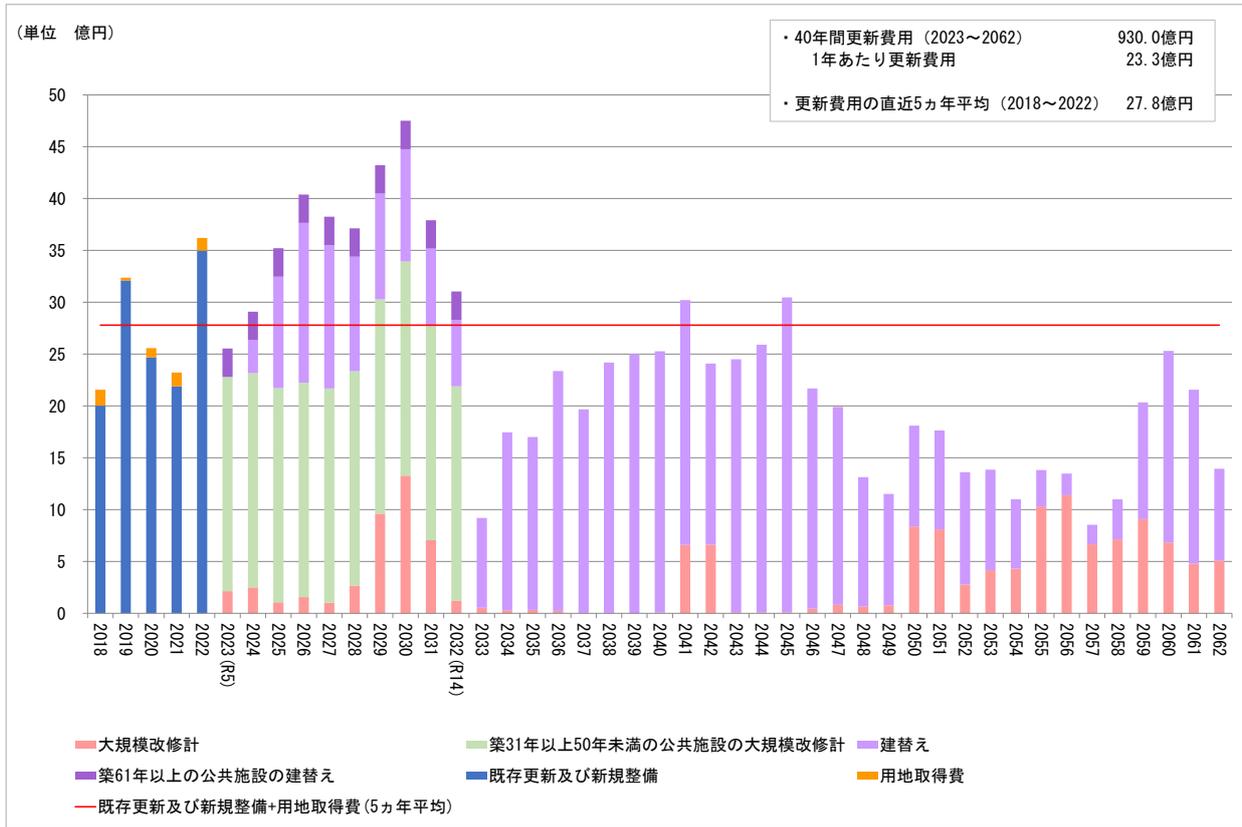
実質赤字額または連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載し、参考に黒字の比率を(△)で記載しています。



2) 公共施設の維持管理

以下の図は、建物系公共施設の将来の更新費用推計の結果を示しています。本市が所有する建物系公共施設について、現状規模のまま維持を行った場合、今後 40 年間の更新費用は約 930 億円（1 年あたり平均約 23 億 3 千万円）必要となります。

建物系公共施設の更新費用
(現在保有している公共施設の全てをそのまま保有した場合の試算)



出典：坂出市公共施設等総合管理計画（2024年3月）

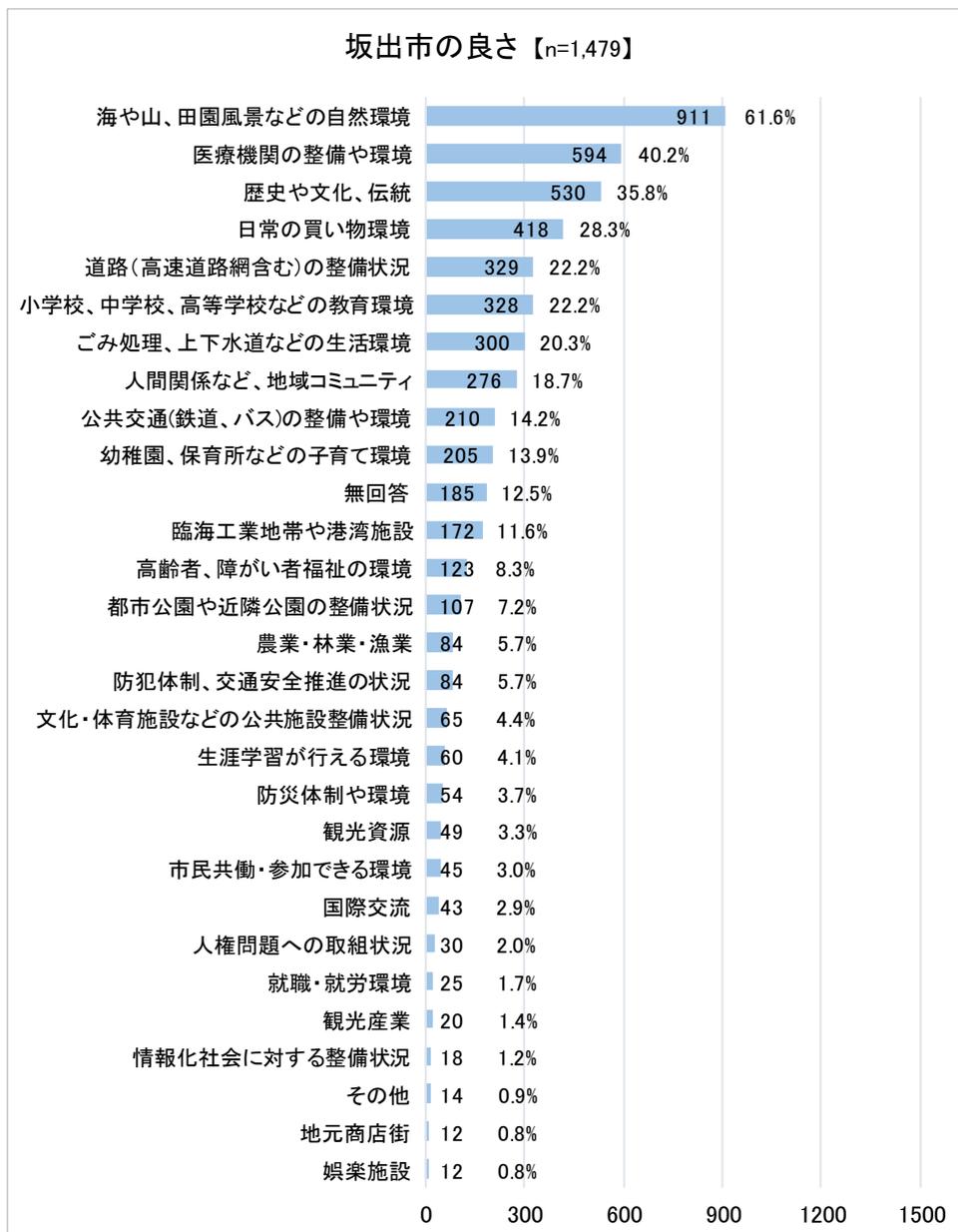
2.市民の意向

2.1. 坂出市まちづくり基本構想のアンケート調査

市民アンケート調査（2014年12月実施：「坂出市まちづくり基本構想」）の結果より、以下のような市民の意向が伺えます。

1) 坂出市の良さ（自慢できるところ）

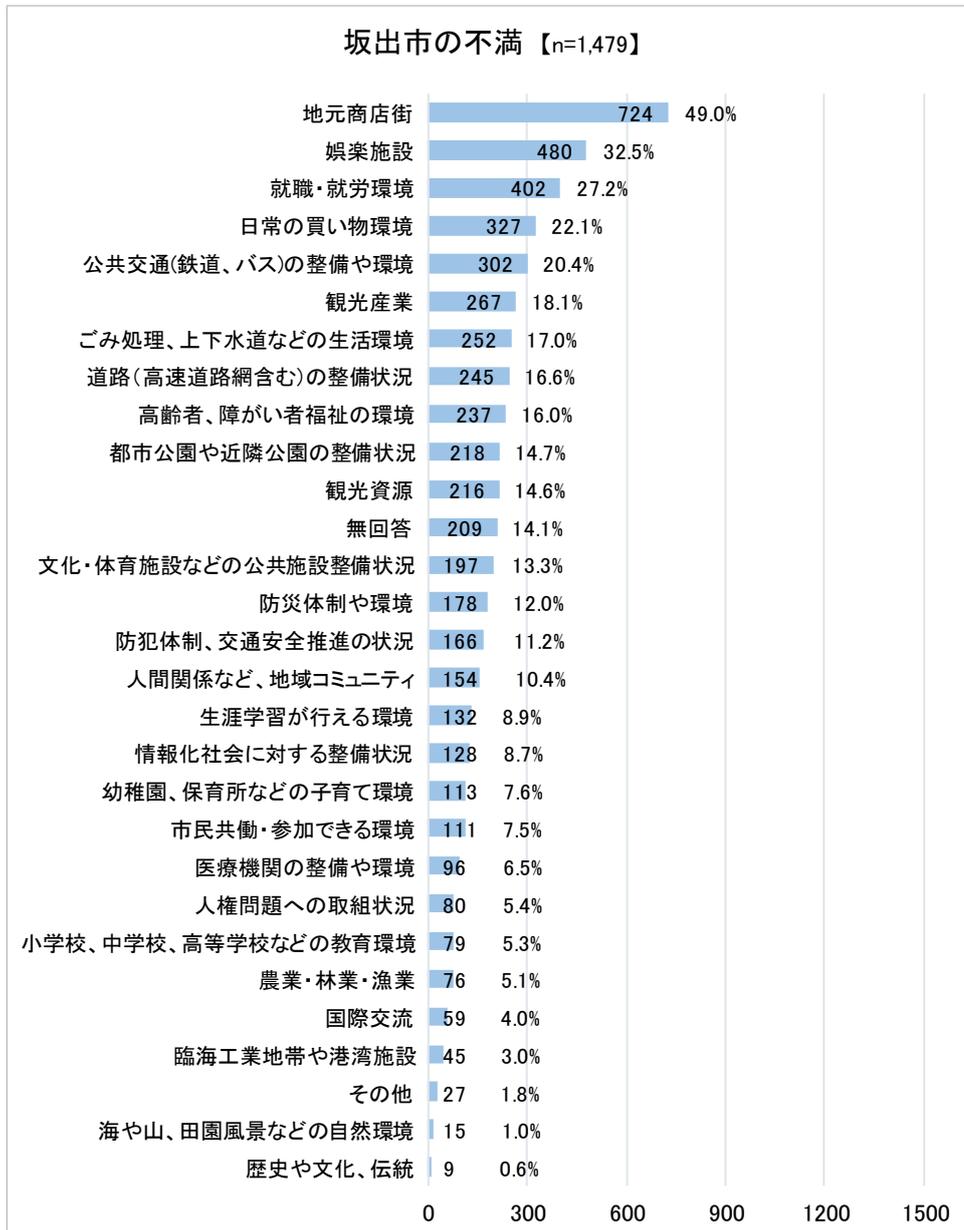
「医療機関の整備や環境」について40%超、「日常の買い物環境」「小学校、中学校、高等学校などの教育環境」について20%超の市民が「良さ」として捉えており、これらの強みを活かしたまちづくりを展開していくことが必要であることが伺えます。



2) 坂出市の不満（嫌いなところ）

坂出駅周辺の商業機能の強化が必要であることが伺えます。

また、「公共交通（鉄道、バス）の整備や環境」について、先に示した「坂出市の良さ」では約14%の市民が良いと感じている一方で、20%超の市民が不満と感じていることから、前述の商業施設を含めた都市機能の適正配置とそれらを有効に結ぶ公共交通の維持・強化が必要であることが伺えます。

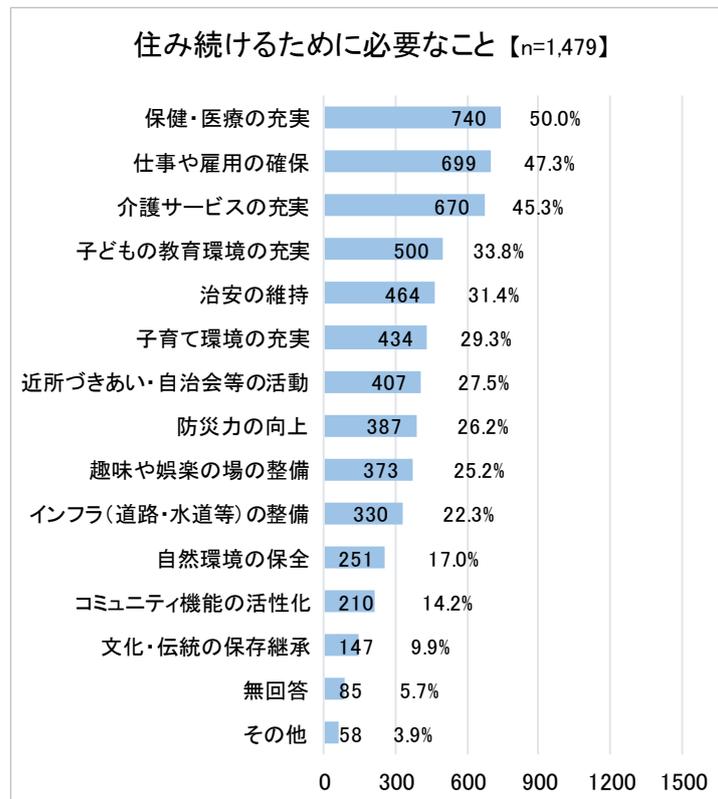
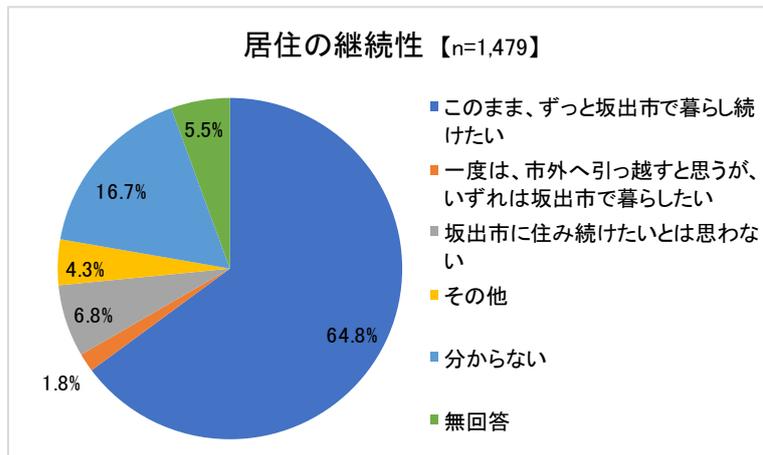


3) 居住の継続性

居住の継続性をみると、坂出市で暮らしたいと肯定的な回答が65%超となっています。

また、住み続けるために必要なこととして、「保健・医療の充実」「介護サービスの充実」「子どもの教育環境の充実」が求められています。

こうしたことから、「保健・医療」や「教育環境」など、現在、坂出市が強みとしている機能を活かしながら、魅力ある持続可能なまちづくりを展開し、定住人口を確保していくことが必要です。



2.2. 坂出駅周辺再整備基本構想のアンケート調査

市民および就業者（市外居住者）アンケート調査（2022年9～10月実施：「坂出駅周辺再整備基本構想」）の結果より、以下のような市民の意向が伺えます。

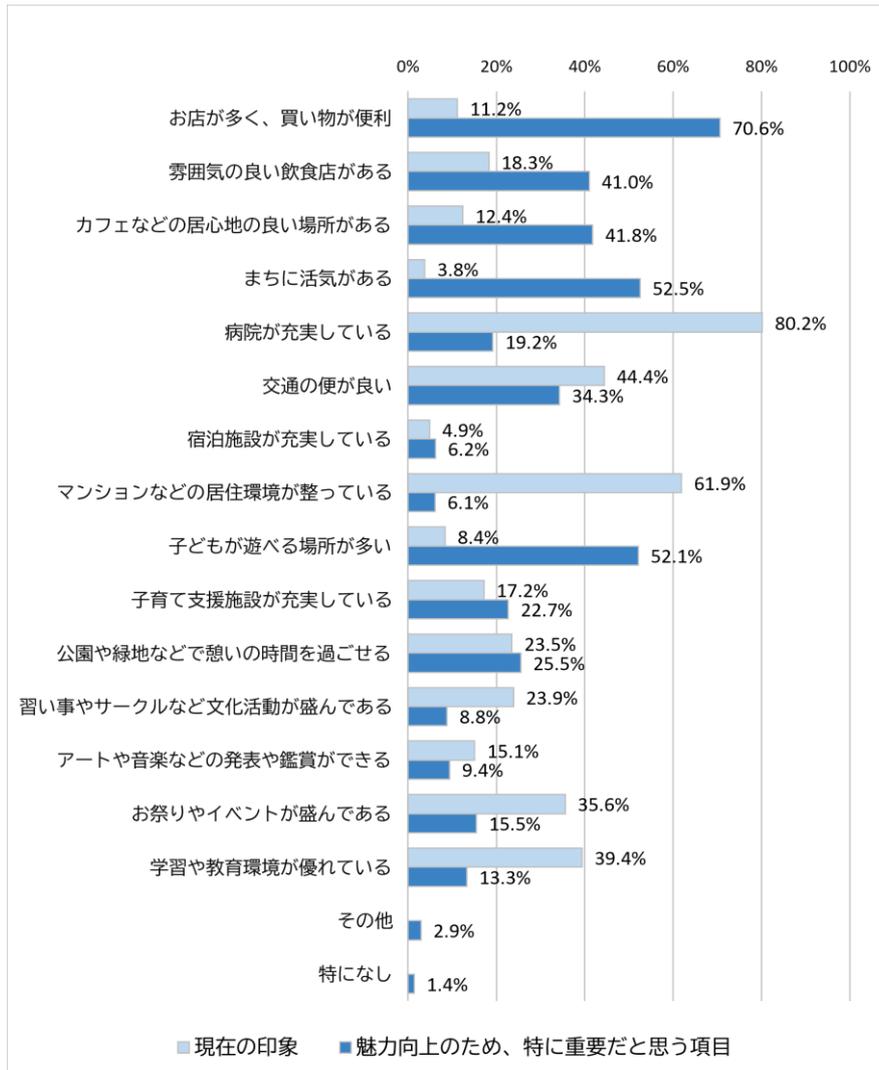
1) 中心市街地の印象と魅力向上の重要項目

市民アンケート調査からは、中心市街地の現在の印象としては、病院やマンションなどの居住環境が充実していると感じている人が多いことが分かります。

一方で、「お店が多く買い物が便利」「雰囲気の良い飲食店がある」「カフェなどの居心地の良い場所がある」「まちに活気がある」「子どもが遊べる場所が多い」といった項目では、現状の評価は低くなっていますが、魅力向上のためには必要と感じている人が多くなっています。

このことから、中心市街地では、買い物の利便性やにぎやかさ、居心地が求められており、特に子育て世代においては、子どもが遊べる場所が求められていることが伺えます。

中心市街地の現在の印象と魅力向上のために重要だと思うこと（全世代）

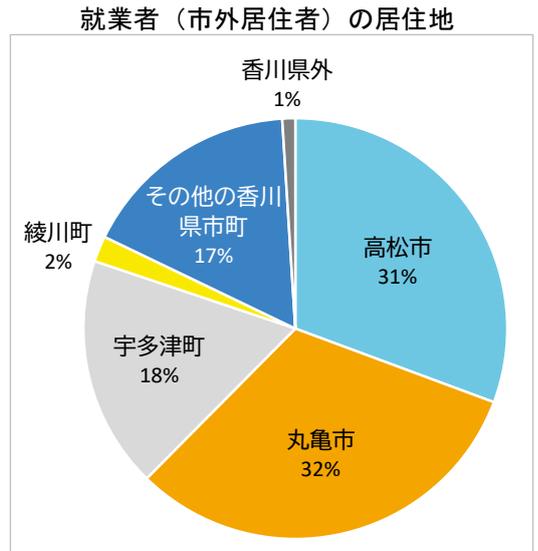


2) 居住地選択における重要項目

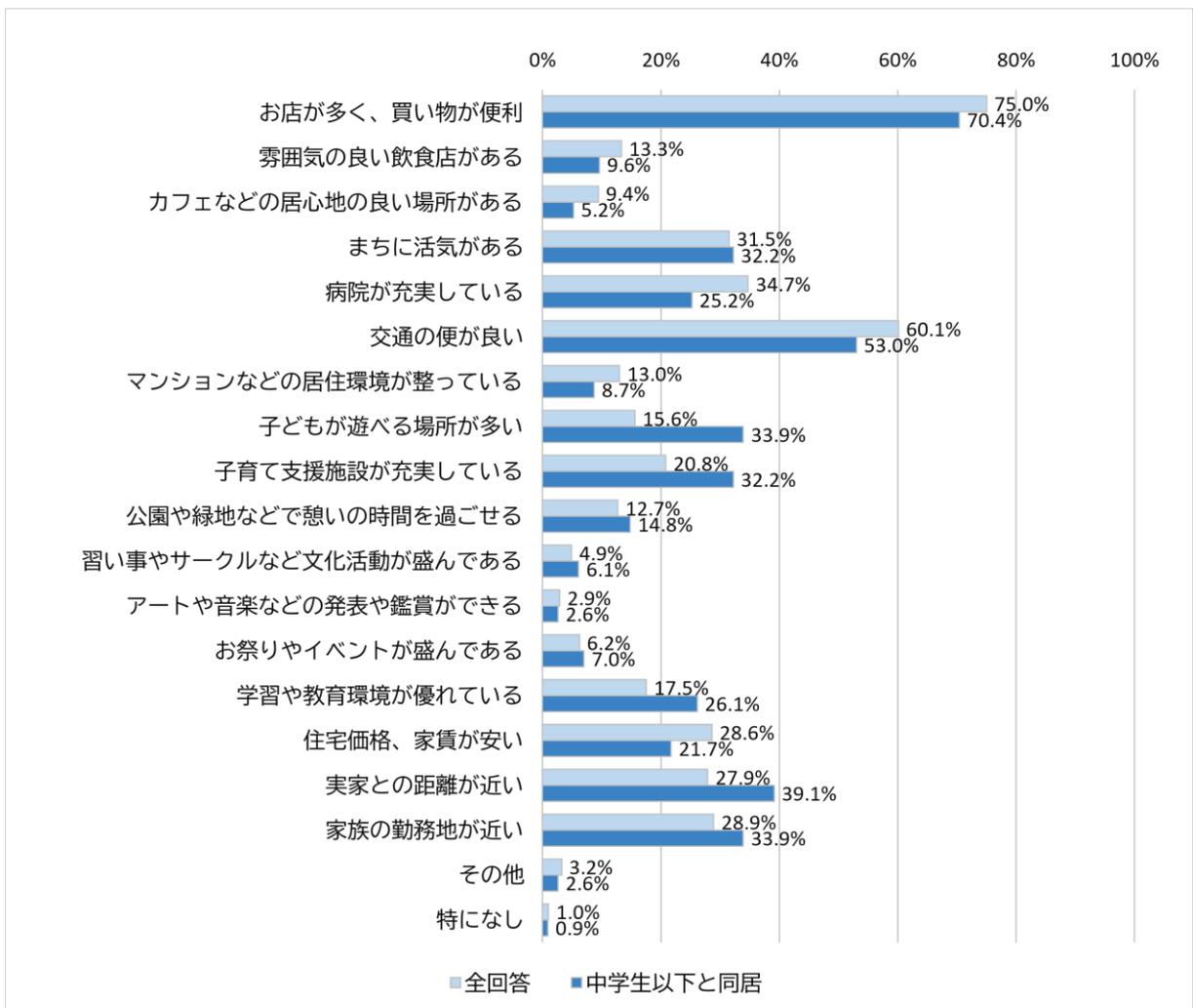
就業者（市外居住者）アンケート調査の調査対象者の居住地は、「高松市」「丸亀市」で約 3 割ずつを占め、隣接市町で約 8 割となっており、隣接市町から多くの人が働きに来ていることがわかります。

居住地選択の上で重要な項目としては、買い物環境と交通利便性を挙げる人が多く、次いでまちの活気、医療環境、住宅価格(家賃)、実家との距離、家族の勤務地との距離を挙げる人が、多くなっています。

子育て世代（中学生以下と同居）に限って見ると、全回答に比べ、子どもが遊べる場所や子育て支援施設の充実、学習・教育環境の充実、実家との距離、家族の勤務地との距離を重視する傾向が伺えます。



魅力向上のために重要だと思うこと（全世代）



3.現状および将来見通しの整理

現状および将来見通し、市民の意向などから、本市の都市構造に関する今後の方向性を以下の通り整理します。

項目	現状および将来見通し	方向性
1.1. 人口等	○人口減少と高齢化が今後も進むことが予測されるが、市民意向では定住意向が高い。	○人口減少・高齢化を前提としたまちづくりを推進。
	○JR坂出駅周辺（中心部）を中心に利便性の高い地域に人口が分布しているが、将来的にはJR坂出駅周辺の人口密度の低下が予測される。	○全ての人が暮らしやすいまちづくりをめざし、まちなかの利便性を維持・強化することにより、JR坂出駅周辺で <u>一定の人口密度を維持することが必要</u> 。
1.2. 土地利用	○約 40 年間で建物用地が約 2 倍に拡大する一方で人口は減少しており、低密度な市街地が拡大している。	○人口減少・高齢化を前提とし、計画的な土地利用による、持続可能なまちづくりを推進。
1.3. 都市交通	○公共交通徒歩圏に居住する人口割合は現状では高い。今後も人口減少、高齢化を踏まえた市民の移動手段の確保が必要。	○移動手段の確保や中心部へのアクセス向上のため、 <u>公共交通ネットワークを維持・強化</u> 。
	○JR 坂出駅は、JR 岡山駅まで約 40 分、JR 高松駅まで約 15 分と交通利便性は高く、乗降客数は四国で第 4 位。	○利便性の高い JR 坂出駅とバス・タクシー等の <u>公共交通の結節機能を強化</u> 。
	○JR 坂出駅前からは、循環バス、路線バスが運行。	○循環バスなど、 <u>まちなかの交通利便性向上</u> 。
1.4. 都市機能	○第二次救急医療施設、坂出市役所（本庁）、高等学校等、文化施設等の広域都市型の都市機能は、JR 坂出駅から半径 1 km 内で概ね充足している。特に、医療や教育に関する都市機能のまちなか集積が本市の特徴。 ○商業機能については、イオン坂出店が令和 6 年 2 月末をもって休業となっているが、坂出駅周辺再整備基本構想も踏まえた駅前拠点の再整備が見込まれている。 ○市民意向においても、「医療機関の整備や環境」「日常の買い物環境」「教育環境」が本市の良さとして認識されている。	○本市の特徴を活かしつつ、坂出駅周辺における広域都市型の <u>都市機能を維持・強化</u> 。
1.5. 防災	○総人口のうち、河川氾濫浸水想定区域に 57%程度、土砂災害ハザード区域に 5%程度の人口が居住している。	○各種自然災害に対するソフト・ハードの防災・減災対策の推進。
	○中心市街地において、狭隘な道路で構成された住宅密集地が存在し、地震・火災時の被害拡大が懸念される。	○ <u>密集市街地の環境改善</u> 。
1.6. 行財政等	○現状の財政状況は「健全」を示しているが、歳出額および財政力指数は減少傾向。	○財政状況にも持続可能な、効率的な都市運営。
	○多くの公共施設で老朽化が進み、今後、大規模改修や修繕、建替等が必要となる。	○公共施設の再編・適正配置。

第Ⅱ章 立地適正化計画の基本的方針



1.めざすべき都市の姿

1.1. まちづくりの基本理念・将来像

まちづくりの基本理念と将来像は、本市の最上位計画となる「坂出市まちづくり基本構想（2016年3月）」において以下の通り定めています。

立地適正化計画では、このまちづくりの基本理念および将来像を引き継ぎます。

◆まちづくりの基本理念

瀬戸内の要衝都市としての拠点性や豊富な地域資源を生かした、活力あるまちづくりを推進するとともに、坂出市民憲章の理念を踏まえ、これまで受け継がれてきた豊かな自然や歴史を愛し、人と文化を尊び、市民相互に信頼し助け合い、市民一人ひとりの人格や人権が尊重される、市民共働のまちづくり

◆まちづくりの将来像

【働きたい 住みたい 子育てしたい 共働のまち さかいで】

1.2. 立地適正化計画の基本方針

人口減少、高齢化が進む中、都市機能や公共交通の維持強化を図り、持続可能で暮らしやすいまちづくりを進めることが必要であり、また、災害に強い安全なまちづくりを推進することが重要となっています。

こうしたなかで、立地適正化計画では、都市の中心地域において都市機能を維持・強化することにより生活利便性を確保するとともに、中心地域と周辺地域を結ぶ公共交通ネットワークを形成することで持続可能なまちづくりをめざす「コンパクトシティ+ネットワーク」の考え方にもとづき、まちづくりを推進するため、以下のとおり基本的な方針を設定します。

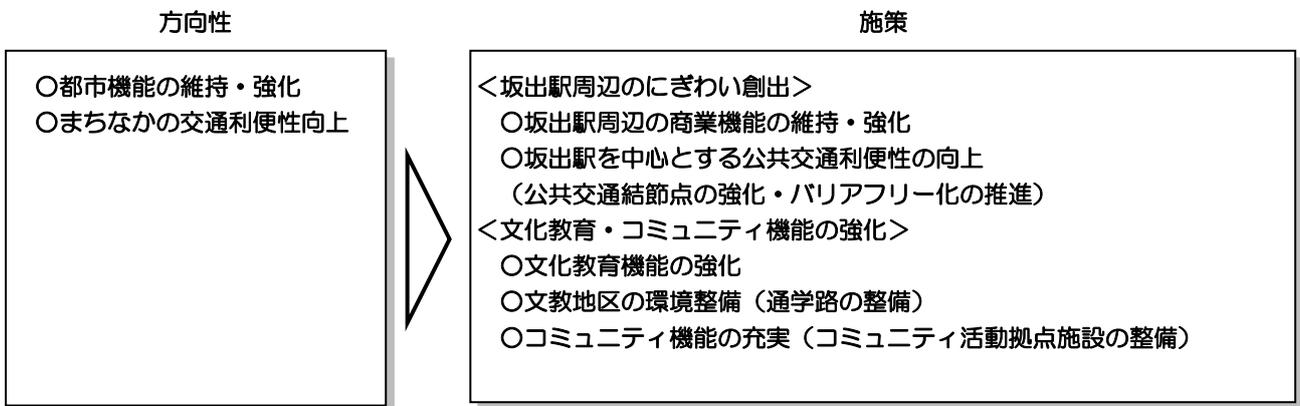
方針 1 強みを活かしたまちなかの魅力づくり

本市の中心市街地には、広域都市型の都市機能^(※)が概ね充足していることから、JR坂出駅の交通利便性の高さなど、本市の持つ優位性を活かし、文化教育、商業機能等の都市機能の維持・強化を推進することで、まちなかの魅力の増進を図ります。

なお、計画の具体化にあたっては、坂出駅周辺再整備基本構想における取組と連携しながら進めていきます。

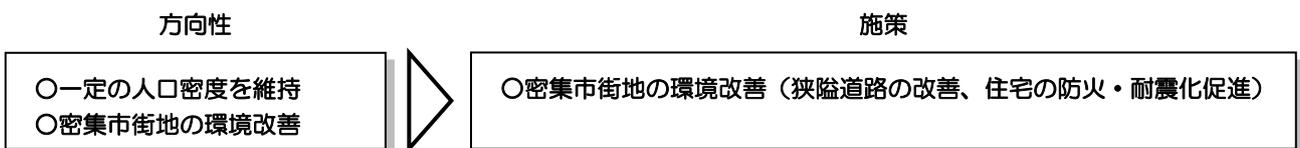
(※) 広域都市型の都市機能：

大規模商業施設、総合病院、行政施設（市役所等）、高等学校、文化施設（図書館、美術館等）等の坂出市全域および坂出市を超える圏域で必要とされる施設およびその機能



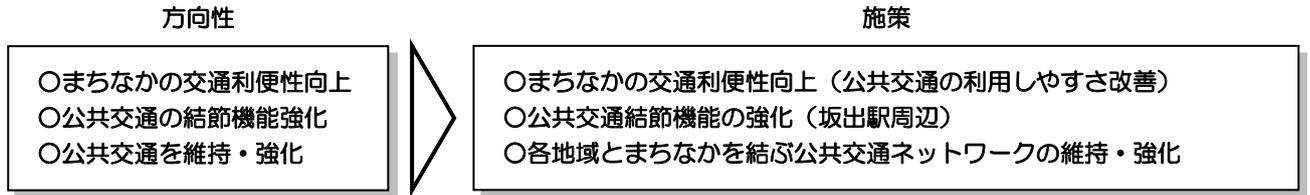
方針 2 まちなかの環境改善による居住の推進

都市機能を維持・強化するためには、その周辺に一定の人口密度を確保する必要があることから、密集市街地の環境改善等により、まちなかの安全を確保し、高齢者や若者など多様な世代のまちなか居住を促進します。



方針 3 公共交通によるまちなかと各地域の連携強化

まちなかの交通利便性を向上させるとともに、各地域とまちなかを結ぶ公共交通結節機能を強化するなど交通利便性向上を図り、まちなかの魅力を周辺地域へ展開していきます。



この立地適正化計画の基本方針を踏まえて、次章以降では、重点的に施策を実施すべき区域および機能を維持・強化すべき施設を設定するとともに、計画の実現に向けての具体の施策等を示します。

第三章 誘導区域および誘導施設等の設定



1. 誘導区域および誘導施設等の設定

まちづくりの将来像の実現に向け、生活利便性の向上や持続可能な都市経営を図るため、立地適正化計画で示すことが法で規定された「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」「都市機能誘導施設」を設定します。

1.1. 居住誘導区域

1) 区域設定の考え方

都市機能誘導区域に集積する都市機能を維持・強化するため、人口減少の中にあっても一定の人口密度を確保する区域です。

そのため、都市機能誘導区域の周辺において、徒歩・自転車・公共交通により都市機能誘導区域へ容易にアクセスでき、加えて、将来的にも一定の人口密度の確保が見込まれる区域を居住誘導区域として設定します。

2) 区域の設定

区域設定の考え方にに基づき、居住誘導区域を以下の通り設定します。

- 都市機能誘導区域の周辺で、主に住居・商業系用途地域が指定されたエリア
- 公共交通の利用が容易なエリア（鉄道駅 800m圏内、バス停 300m圏内）
- 現時点の将来推計で人口密度 30 人/ha 程度が確保されることが見込まれるエリア
- ※上記エリアを検討する際には、現状の市街地の広がりや地形地物を考慮する。

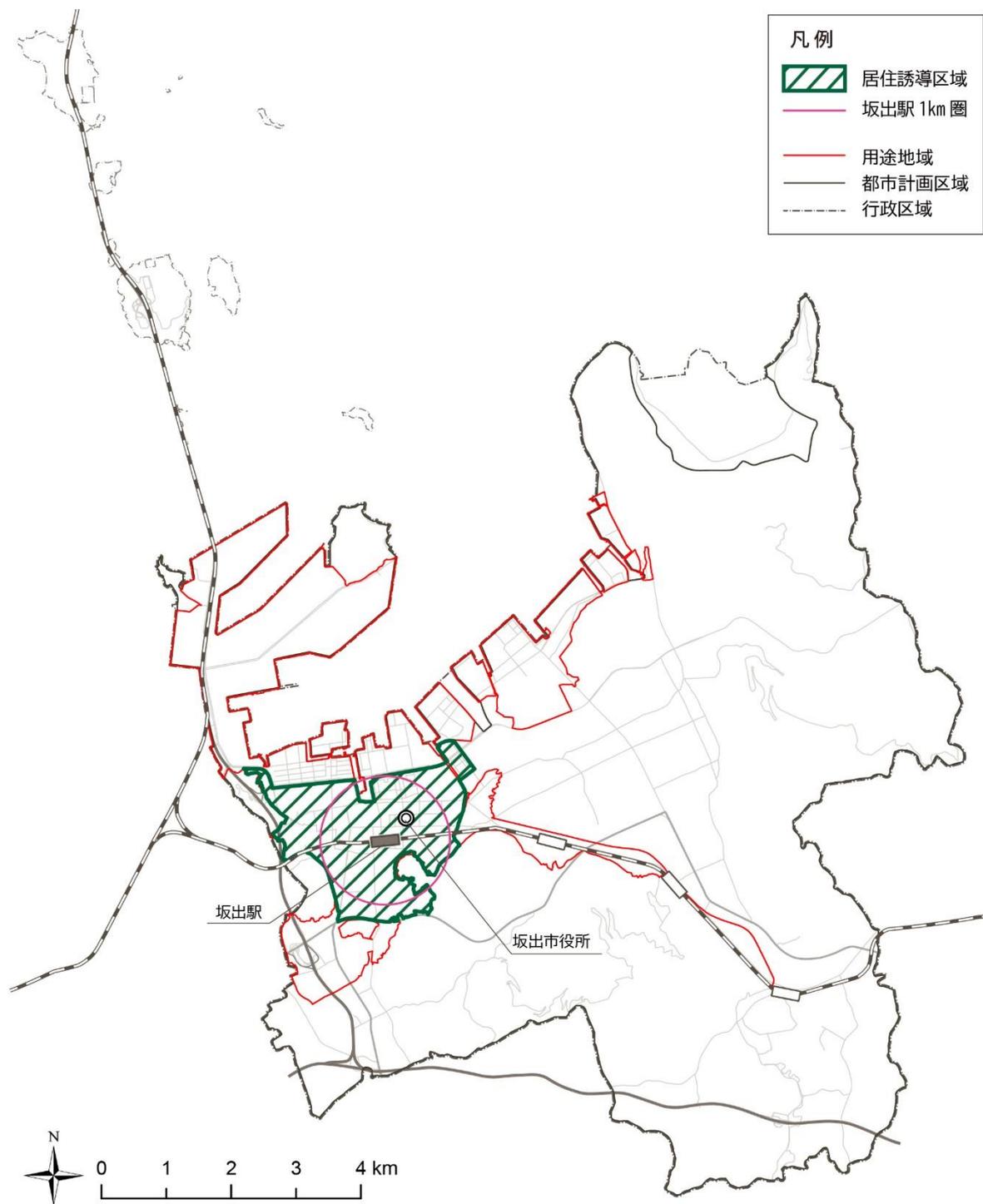
【居住誘導区域に含めないエリア】

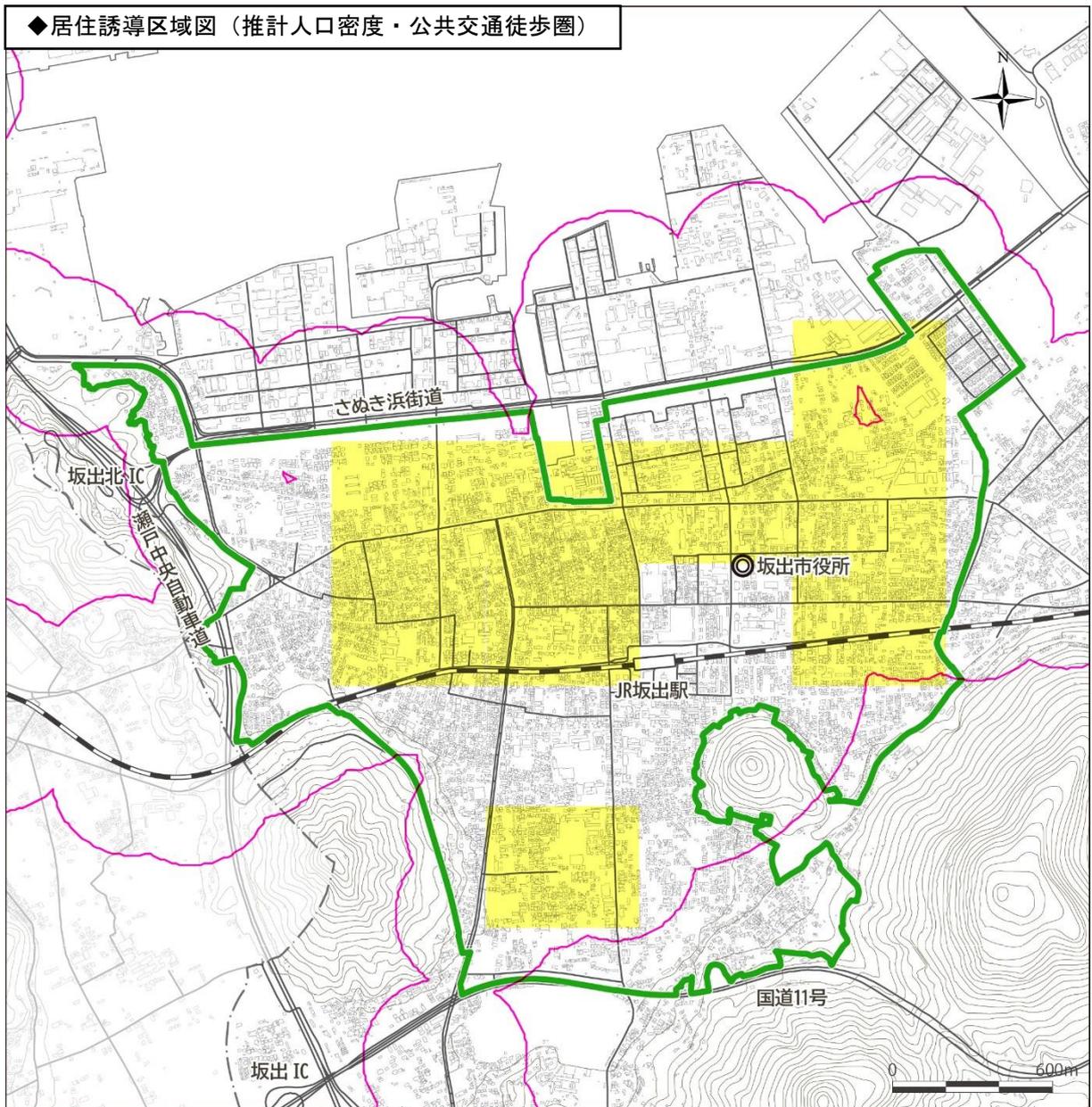
- 用途白地地域
- 工業系用途地域（工業地域、工業専用地域）
- 農用地区域
- 自然公園特別地域
- 保安林
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害防止対策の推進に関する法律による基礎調査のエリア
- 土砂災害（特別）警戒区域を代用

※上記は、本市に該当する「居住誘導区域に含めてはならない区域、含まないこととすべき区域」について記載しており、洪水、高潮、津波による浸水想定区域（想定最大規模）以外については、これらの区域に配慮したうえで、居住誘導区域を設定した。

※なお、洪水、高潮、津波による浸水想定区域（想定最大規模）については、災害発生時の被害は想定されるものの、都市計画マスタープランにおける「市街地エリア（計画的な土地利用のもと、将来にわたり都市基盤や生活環境を確保する区域）」内に広く分布していることから、IV章の防災指針に示す災害リスクに対する適切な対応を図り、居住誘導区域に含むこととする。

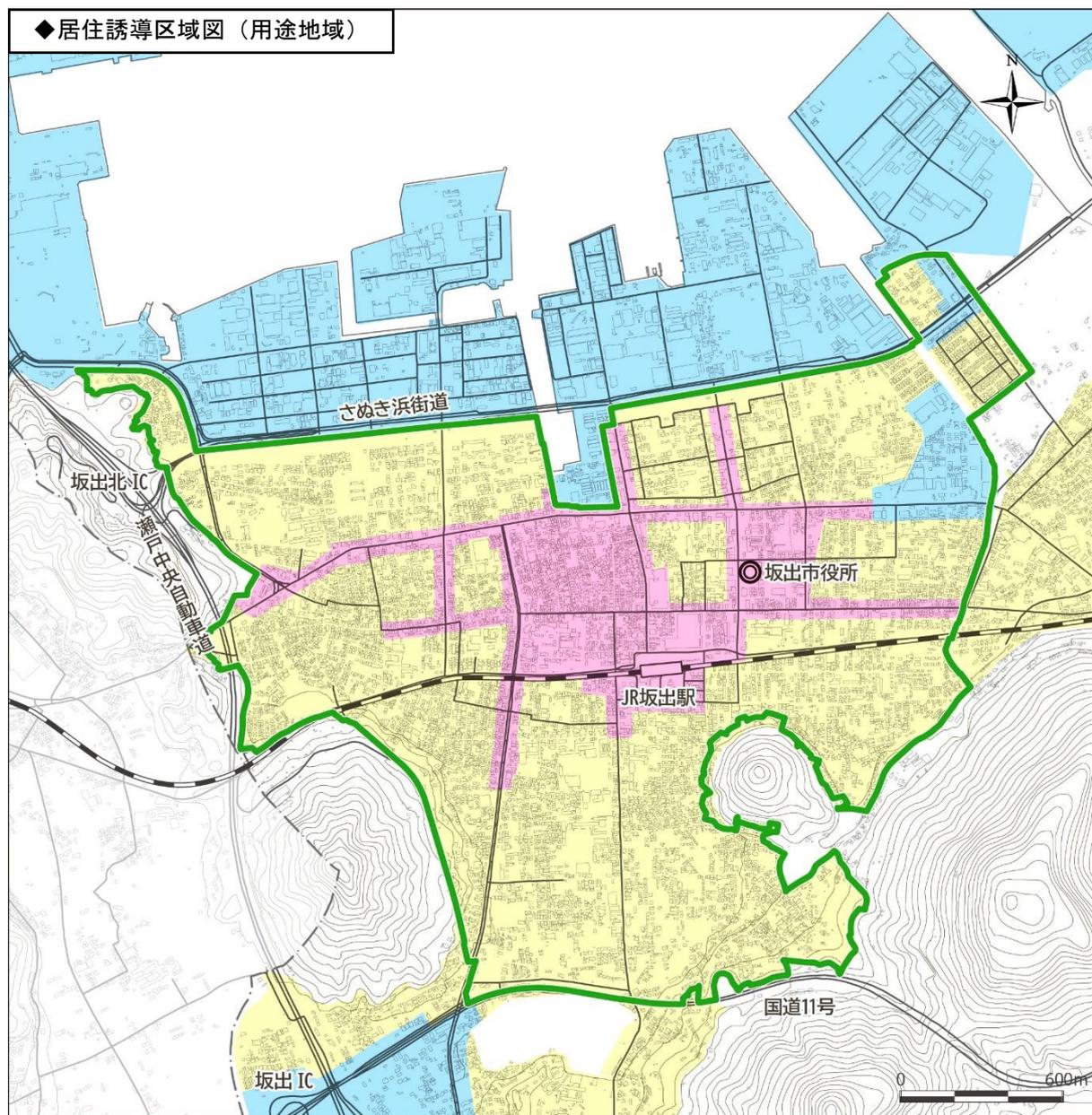
◆居住誘導区域図



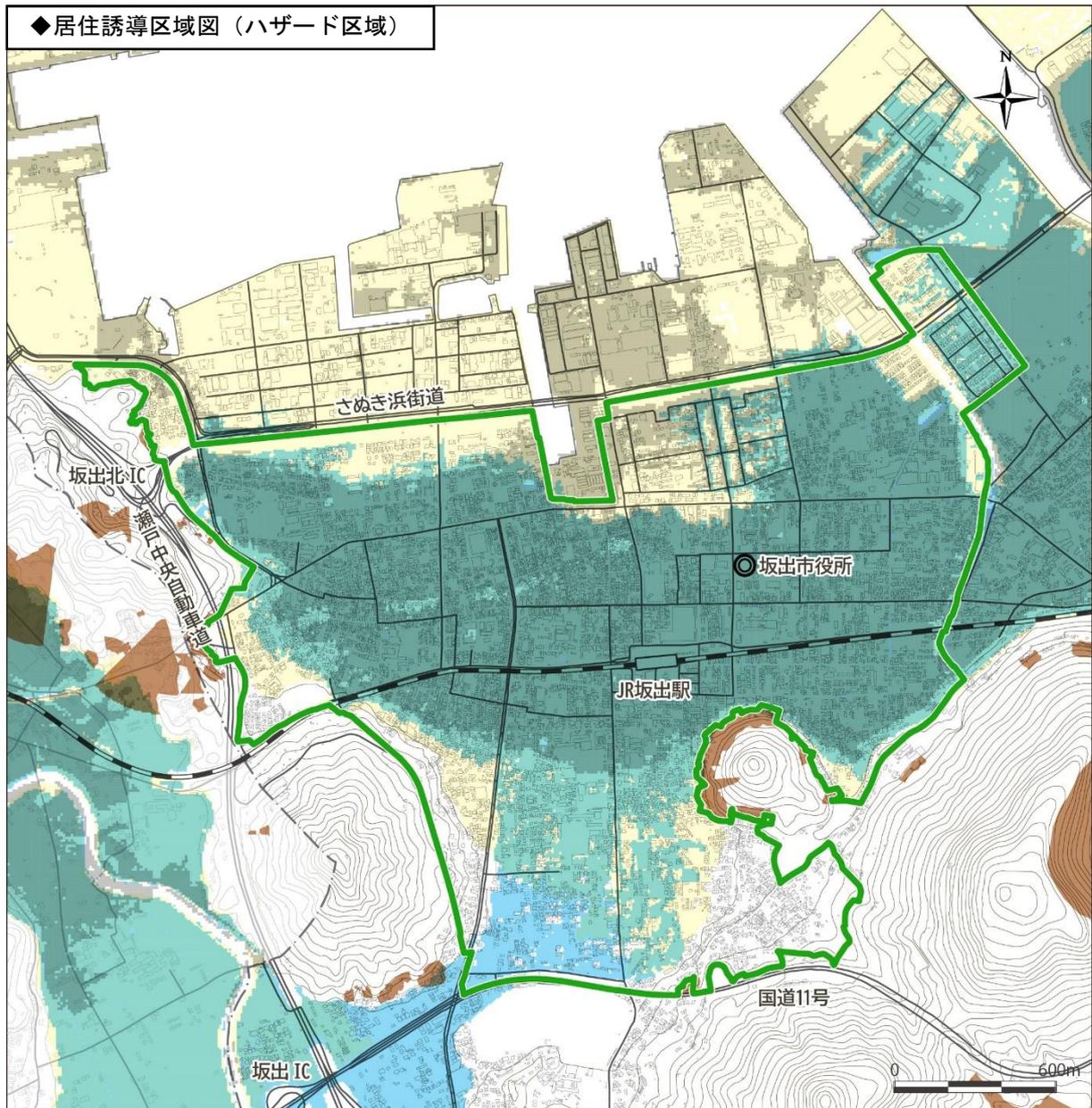


凡 例	
	居住誘導区域
	公共交通徒歩圏
	2040年人口密度30人/ha以上

公共交通徒歩圏：鉄道駅 800m圏内、バス停 300m圏内



- 凡 例
- 居住誘導区域
 - 住居系用途地域
 - 商業系用途地域
 - 工業系用途地域



凡 例

	居住誘導区域		洪水+高潮+津波
	洪水浸水想定区域(想定最大規模)		洪水+高潮
	高潮浸水想定区域(想定最大規模)		高潮+津波
	津波浸水予測地点(想定最大規模)		土砂災害+洪水+高潮
	土砂災害(土砂災害特別警戒区域(急傾斜、土石流)、土砂災害警戒区域(急傾斜、土石流、地すべり))		

出典：坂出市洪水ハザードマップ（2020年10月）
 坂出市高潮ハザードマップ（2023年3月）
 香川県津波浸水想定（南海トラフ地震）（2013年3月）

1.2. 都市機能誘導区域

1) 区域設定の考え方

都市機能を集積し、維持・強化することで、まちなかの魅力の増進を図る、本市の中心的役割を担う区域です。

そのため、商業地域および近隣商業地域を基本として、現に各種の都市機能が一定程度集積しており、加えて、市内各所からの公共交通アクセスに優れている JR 坂出駅周辺の区域を都市機能誘導区域として設定します。

また、まちなかにぎわい創出と、良好な市街地環境の確保を目的として、都市機能誘導区域を立地誘導促進施設協定の対象とし、一団の敷地の土地所有者等の全員合意により、広場・緑地・通路等、居住者等の利便の促進に寄与する施設（立地誘導促進施設）の整備、管理が図られるよう支援します。

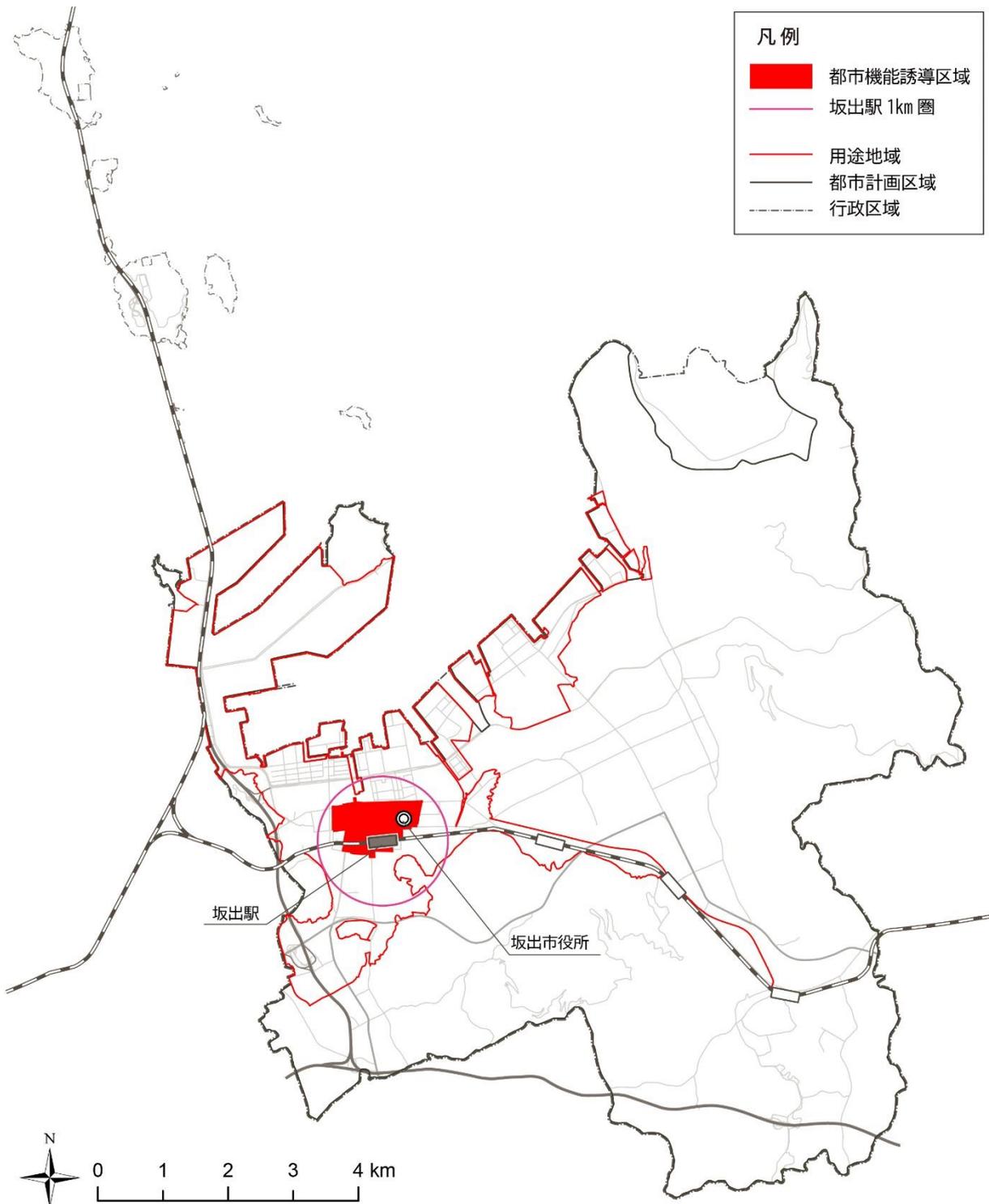
2) 区域の設定

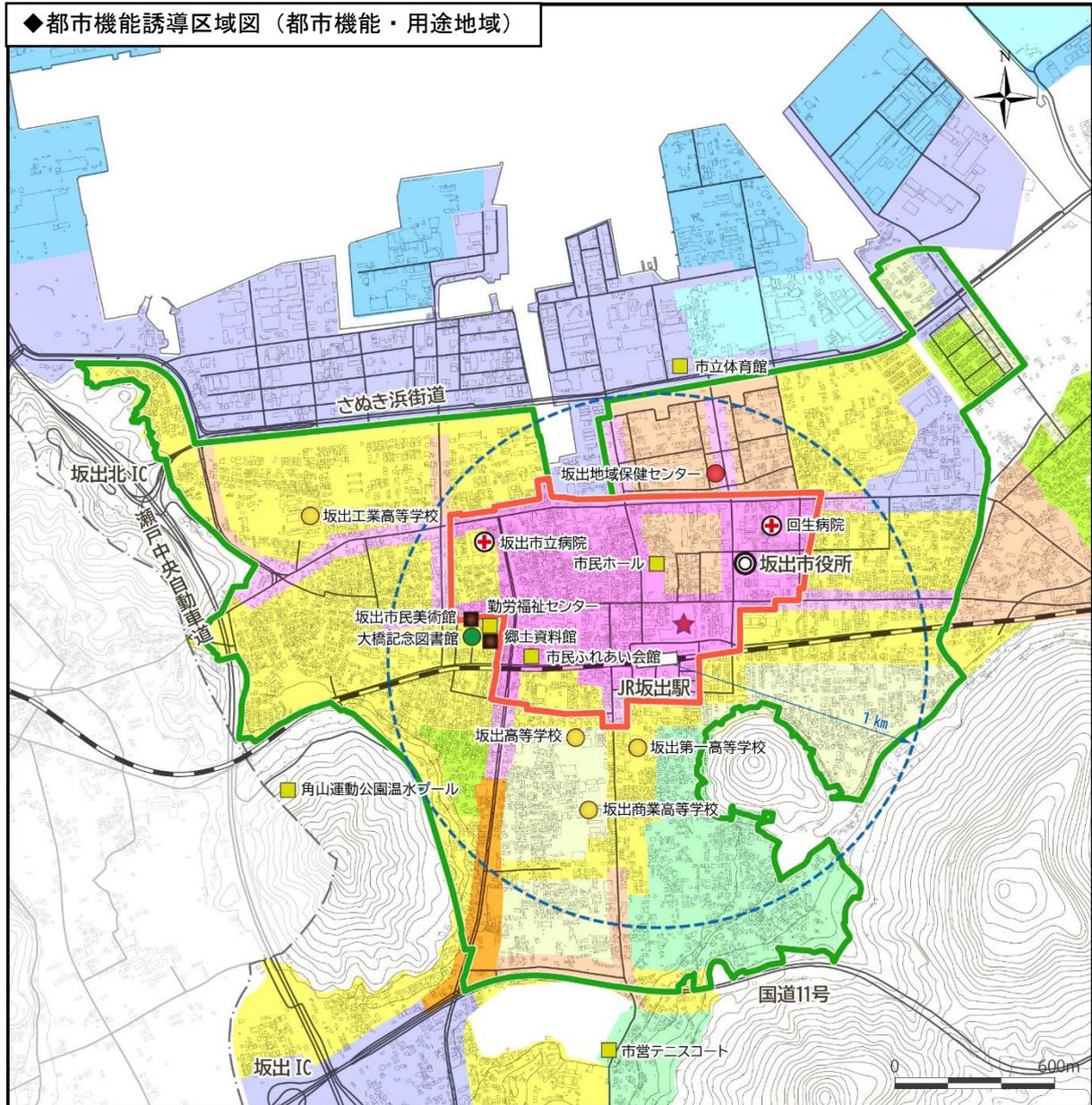
区域設定の考え方に基づき、都市機能誘導区域を以下の通り設定します。

【区域に含めるエリア】

- 商業地域および近隣商業地域を基本として、現に各種の都市機能が集積し、今後もこれら都市機能の維持・集積を図る区域
- JR坂出駅を中心とした概ね半径 1km の区域
- 人口集中地区（D I D）

◆都市機能誘導区域図





※★イオン坂出店は、2024年3月より休業中。

凡例	
	都市機能誘導区域
	居住誘導区域
	坂出駅1km圏
+	第二次救急医療施設
●	坂出地域保健センター
●	高等学校
★	大規模商業施設（店舗面積3,000㎡以上）
●	図書館
■	博物館・美術館
■	その他文化施設
◎	市役所本庁
	用途地域 第1種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

1.3. 都市機能誘導施設

1) 施設設定の考え方

都市機能誘導施設は、都市の人口や都市機能等の状況を勘案し、都市機能誘導区域内に誘導（維持）すべき施設のことであり、商業、医療・保健、行政、教育、文化などの施設が考えられます。

坂出市では、本市の強みを活かし、まちなかの魅力の維持・向上を図る観点から維持・増進が不可欠な施設を設定します。

具体的には、本市の中核を担う区域に誘導（維持・増進）し、都市全体の魅力向上に寄与する施設であることから、より広範囲の集客が期待され、総括的なサービスを提供する広域都市型の施設を設定します。

2) 施設の設定

施設設定の考え方に基づき、都市機能誘導施設を以下の通り設定します。

なお、JR 坂出駅から半径 1km 圏内の施設についても、都市機能誘導施設に準じる施設とし、引き続き施設の維持に努めていきます。

機能	誘導施設
商業	大規模商業施設（店舗面積 3,000 m ² 以上）
医療 保健	病院（第二次救急医療施設） 保健センター（地域保健法第 18 条）
行政	市役所（本庁） 中核的な公共施設（広域を対象として総括的なサービスを提供する施設）
教育	高等学校等（幼稚園、小学校、中学校を除く学校＜学校教育法＞）
子育て	子育て世代活動支援センター
文化 交流	文化施設（図書館、美術館、市民ホールなど、広域を対象として総括的なサービスを提供する施設） 地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設

第IV章 防災指針



1.防災指針の基本的な考え方

1.1. 防災指針とは

防災指針は、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、水害や土砂災害等の災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進が必要なことから、改正都市再生特別措置法（令和2年9月施行）において新たに位置付けられた指針で、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導と併せて都市の防災に関する機能の確保を図ることを目的としています。

この法改正により、居住誘導区域に災害リスクがある区域を含める場合には、防災指針において当該区域の災害リスクを踏まえた防災・減災対策を明らかにすることが必要となっています。

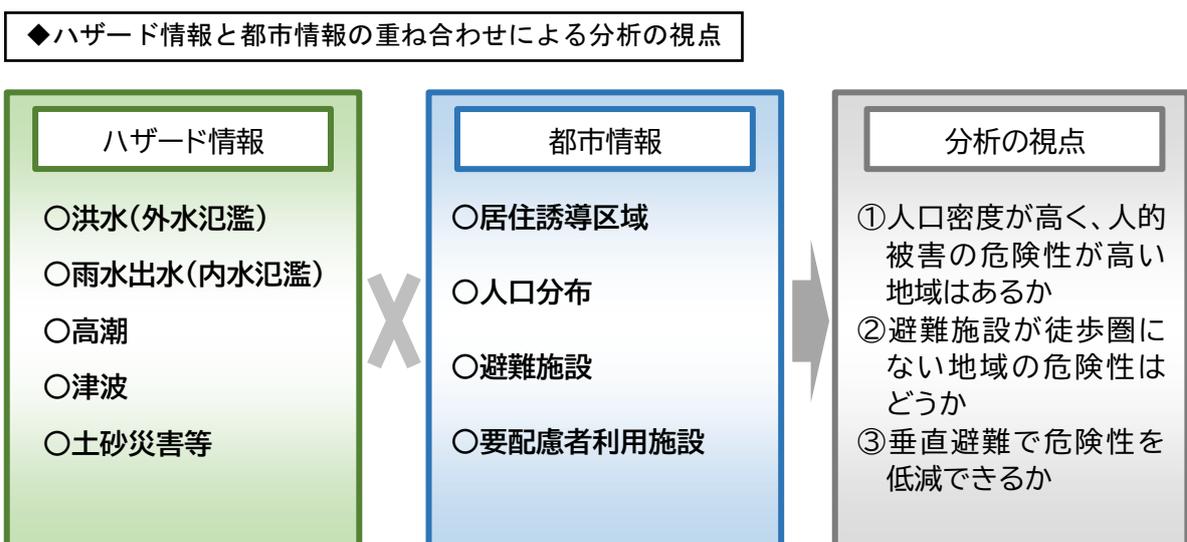
コンパクトかつ安全なまちづくりを推進するためには、災害リスクの高い地域への新たな立地を抑制し、居住誘導区域から除外する必要があります。しかしながら、これらの災害ハザードエリアを居住誘導区域から全て除くことは現実的には困難な状況にあります。

このため、本市においては、居住誘導区域内の安全性を高めるため、災害リスクをできる限り回避あるいは低減させる防災・減災対策を計画的に実施していくための具体的な取組を本指針において位置付けることとします。

1.2. 検討の手順

防災指針の検討にあたっては、ハザード情報と都市情報を整理し、それらの情報を重ね合わせて災害リスク分析を行います。分析結果を踏まえて防災上の課題を整理し、課題を踏まえた防災まちづくりの将来像と取組方針を示し、具体的な取組方針の検討を行います。

ハザード情報と都市情報を重ね合わせ、下記のような災害リスクの分析を行い、居住誘導区域における防災上の課題を抽出します。

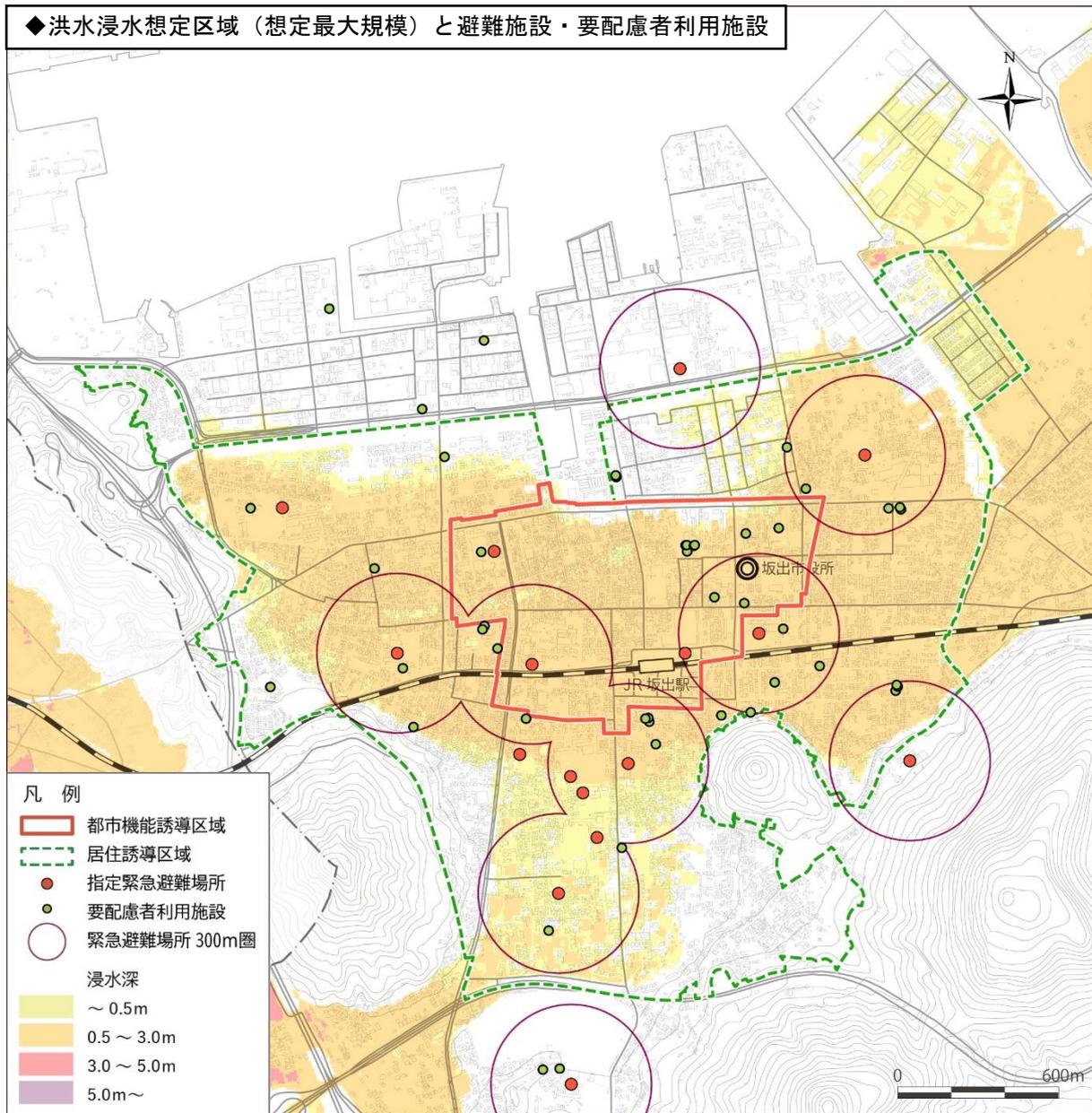


2.災害リスク分析

本節では、居住誘導区域における防災上の課題を抽出するため、居住誘導区域の周辺地区を対象として、ハザード情報と都市情報を重ね合わせ分析を行います。

①洪水（外水氾濫）

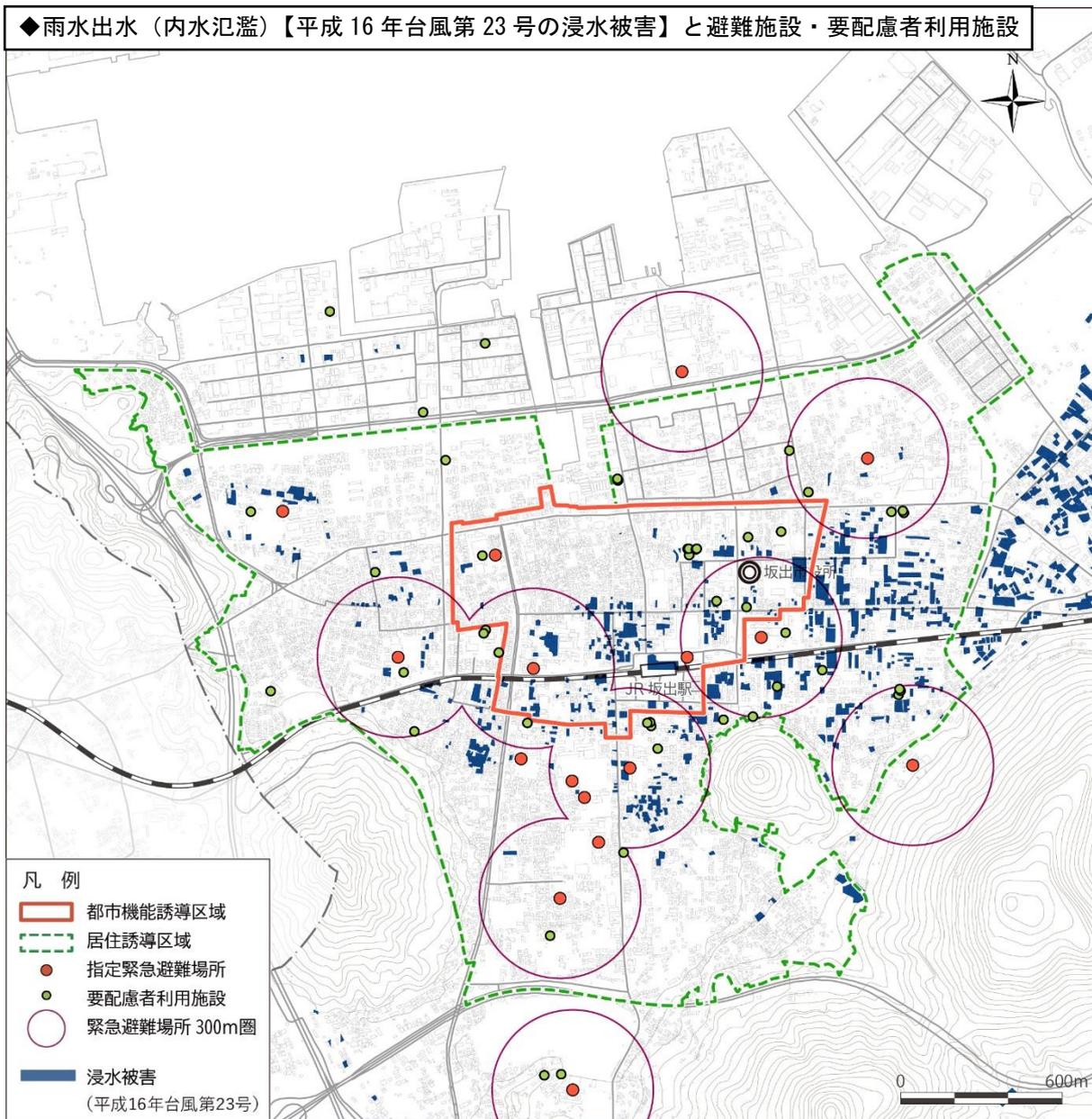
洪水浸水想定区域（想定最大規模）は、さぬき浜街道以南に広がり、その多くは床上浸水する浸水深（0.5m～3m）になると想定されています。JR 予讃線以北は人口も多く、人口密度も 40 人/ha 以上と高いことから被害が大きくなることが予想されます。洪水浸水想定区域（想定最大規模）には、要配慮者利用施設も立地しており、要配慮者への避難対策が必要となります。



出典：坂西市洪水ハザードマップ(2020年10月)

②雨水出水（内水氾濫）

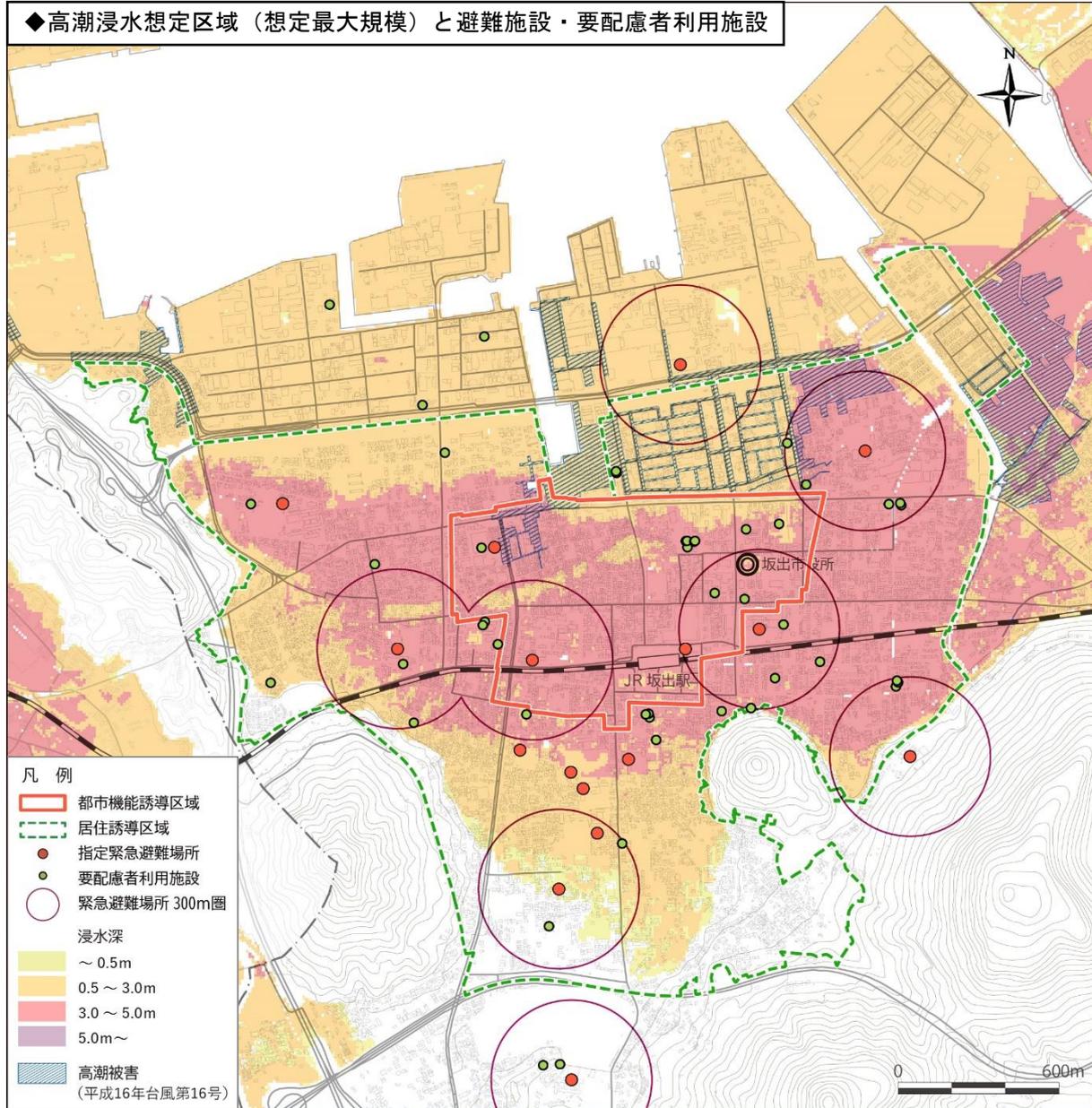
平成16年の台風第23号による浸水被害でみると、概ねJR予讃線周辺の中心部で浸水被害が広がっています。特に、JR坂出駅西北の元町、本町、寿町などは人口密度も60人/ha以上と高く、要配慮者利用施設も立地していることから、要配慮者への避難対策が必要となります。



出典：坂出市洪水ハザードマップ(2020年10月)

③高潮

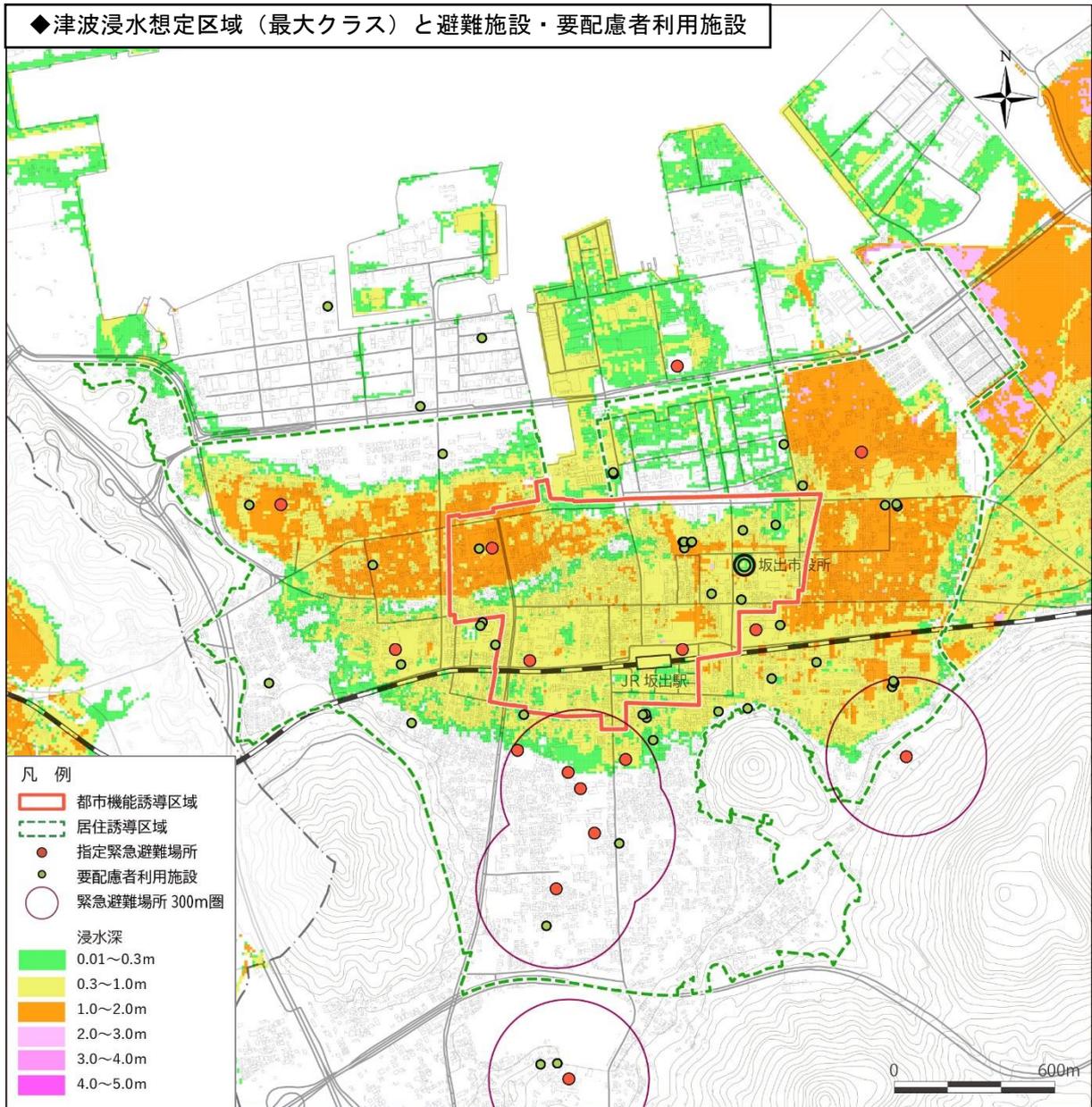
高潮浸水想定区域（想定最大規模）は、市街地全域に広がると想定されています。中でも、JR予讃線周辺の中心市街地部は、浸水深が3.0m～5.0mに達すると想定され、平成16年の台風第16号による高潮被害も発生しています。この地区は人口密度も40人/ha以上と高く、要配慮者利用施設も立地していることから、浸水対策や避難対策が必要となります。



出典：坂出市高潮ハザードマップ(2023年3月)

④津波

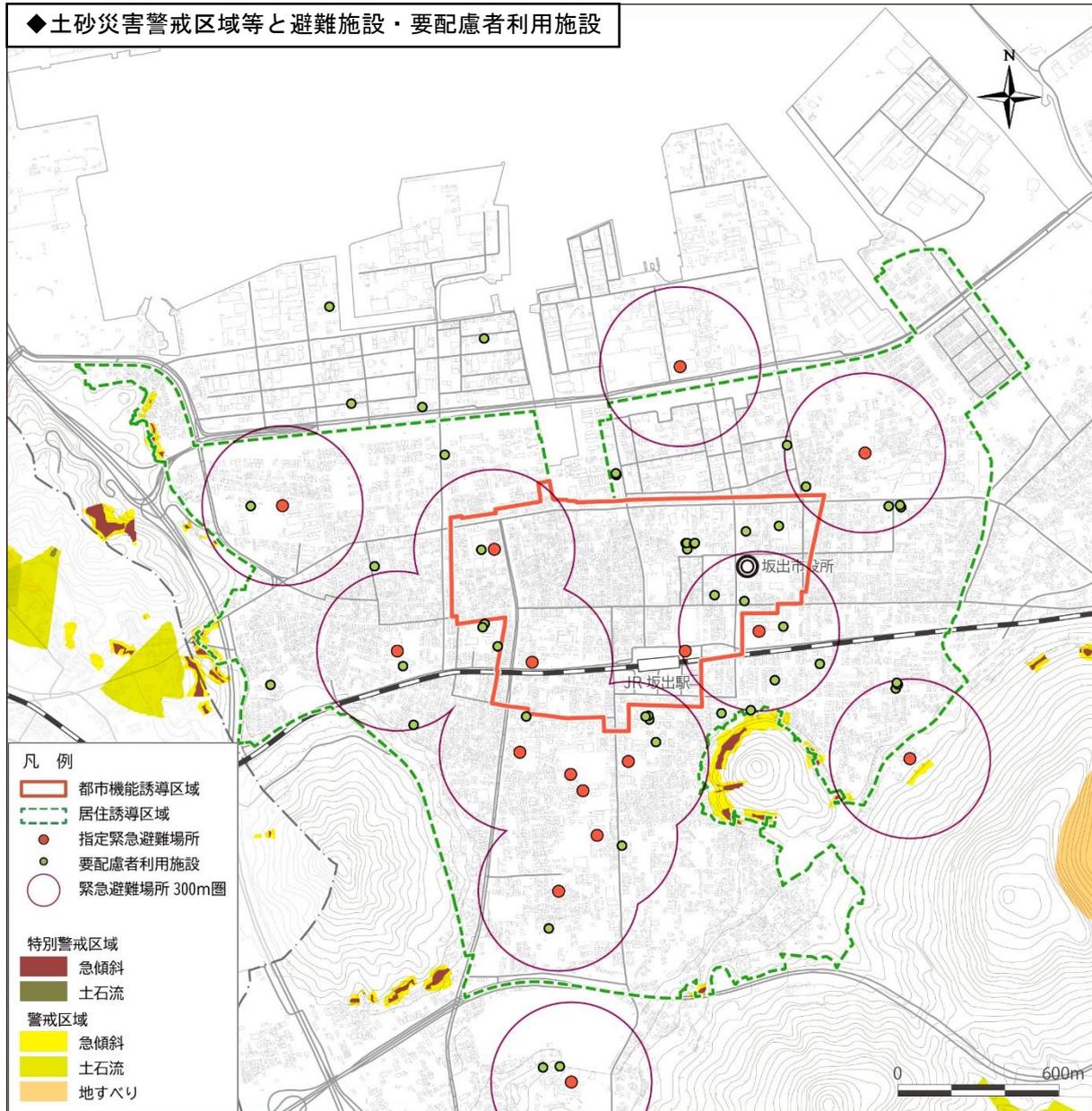
津波浸水想定区域（最大クラス）は、JR 予讃線周辺の市街地部に広がると想定されています。特に浸水深が 1.0m以上と予測される白金町、寿町、本町、旭町、横津町、久米町二丁目などは、人口密度も 40 人/ha 以上の高い地区もあることから浸水対策が必要となります。一方で、津波に対応できる指定緊急避難場所は、JR 予讃線以南に位置するため、避難対策が必要となります。



出典：香川県津波浸水想定（南海トラフ地震）（2013年3月）

⑤土砂災害

笠山、金山、角山、聖通寺山などの山裾部は、急傾斜地の崩壊により、被害を受けるおそれのある土砂災害警戒区域等に指定されています。これらの地区の人口密度は高くないですが、災害のおそれがある場合、早期の立ち退き避難など適切な対策が必要となります。



出典：坂出市土砂災害ハザードマップ（2020年10月）

3.防災上の課題整理

居住誘導区域の周辺地区を対象として、ハザード情報と都市情報を重ね合わせた分析結果から、防災上の課題は次のように整理されます。

洪水

課題①	洪水による浸水範囲は、人口密度の高いさぬき浜街道以南に広がるため、被害低減のための浸水対策が必要。
-----	---

課題②	洪水による浸水範囲内には要配慮者利用施設が数多く立地していることから、要配慮者の避難対策が必要。
-----	--

雨水出水

課題③	過去に浸水被害が発生した JR 予讃線周辺地区は人口密度も高く、要配慮者利用施設も立地していることから、要配慮者への避難対策が必要。
-----	--

高潮

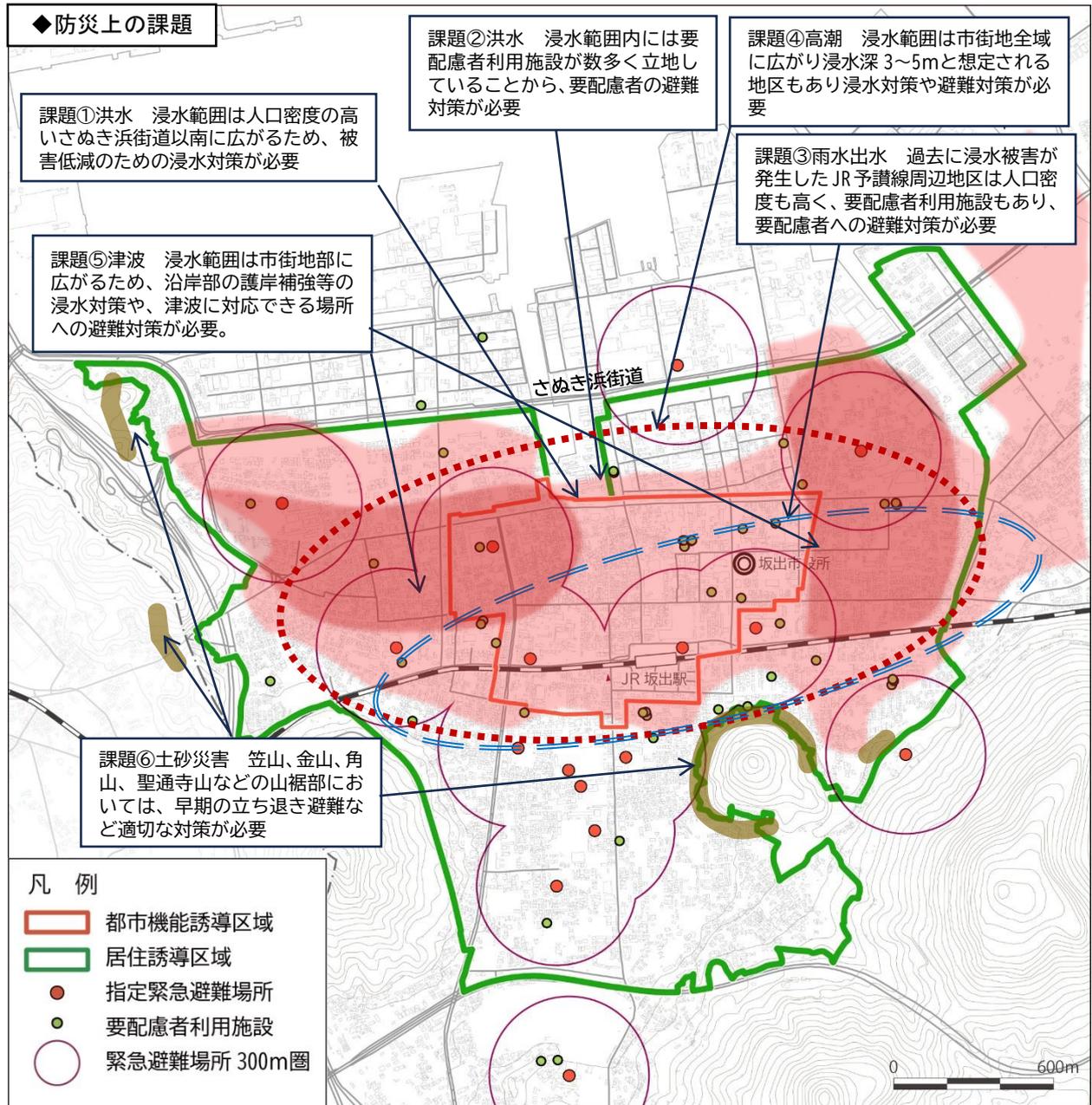
課題④	高潮による浸水範囲は、市街地全域に広がり、JR 予讃線周辺は浸水深が 3.0m~5.0 mに達すると想定されることから、浸水対策や避難対策が必要。
-----	---

津波

課題⑤	津波による浸水範囲は、市街地部に広がるため、沿岸部の護岸補強等の浸水対策や、津波に対応できる場所への避難対策が必要。
-----	--

土砂災害

課題⑥	急傾斜地崩壊のおそれのある区域として指定されている笠山、金山、角山、聖通寺山などの山裾部においては、早期の立ち退き避難など適切な対策が必要。
-----	--



4.取組方針および取組施策

4.1. 防災まちづくりの取組方針

安全・安心な暮らしの確保に向けて、災害に強い都市基盤の整備や地域防災力の強化など、ハード・ソフトを組み合わせた災害に強いまちづくりを推進するとともに、居住誘導区域への人口誘導により、災害リスクの回避を図ります。

①ハード施策による都市基盤の整備

- ・洪水や雨水出水による浸水被害を軽減するため、計画的な河川改修や下水道施設の整備を進めます。
- ・高潮や津波による被害を軽減するため、高潮対策事業の推進や水門等の機能強化方策の検討を進めます。
- ・土砂災害を軽減するため、土砂災害防止工事等の推進を図ります。
- ・各種の災害リスクの低減を図るため、密集市街地における防災まちづくり、インフラ施設の耐震化・不燃化、防災拠点や避難場所の防災機能の強化、公共的施設の耐震化を推進します。

②ソフト施策による地域防災力の強化

- ・住民の生命や身体、財産を守るため、ハザードマップの活用などによる災害に対する意識啓発を図ります。
- ・気象情報、避難情報等の情報伝達や、迅速な避難確保のための周知方法の整備に努めます。
- ・地域が主体となった自主防災組織の設立・育成により、防災訓練の実施などを進めます。

災害リスクの低減の対策	ハード施策 ①都市基盤の整備	○洪水災害・浸水害の対策 ○高潮・津波災害の対策 ○土砂災害の対策 ○共通対策（避難施設など）
	ソフト施策 ②地域防災力の強化	○意識啓発（ハザードマップ活用など） ○情報伝達 ○防災活動
災害リスクの回避の対策		居住誘導区域への人口誘導

4.2. 取組施策

防災まちづくりの取組方針を踏まえ、具体的な取組施策を次のとおり設定します。

————▶ 完成予定 ▶ 継続

分類	項目	取組施策	実施主体	実現時期目標		
				短期 5年	中期 10年	長期 20年
災害リスクの低減 (ハード施策)	洪水・雨水出水	・計画的な河川改修の推進	県市▶▶▶
		・中讃流域下水道（大束川処理区）及び坂出市流域関連公共下水道の面的整備の推進	県市▶▶▶
	高潮・津波	・高潮対策事業等の推進	県市▶▶▶
		・水門等の機能強化方策の検討	県市▶▶▶
	土砂災害	・土砂災害防止工事等の推進	県市▶▶▶
	共通対策	・住宅密集地における安全な地域づくりの推進	県市▶▶▶
		・インフラ施設の耐震化・不燃化の推進	県市▶▶▶
		・防災拠点や避難場所の防災機能の強化	県市▶▶▶
		・社会福祉施設等の公共的施設の耐震化の推進	県市▶▶▶
	災害リスクの低減 (ソフト施策)	意識啓発	・洪水・高潮ハザードマップの活用による防災意識の啓発促進	市	————▶▶
情報伝達		・気象情報、避難情報等の情報伝達、迅速な避難確保のための周知方法の整備	市	————▶▶▶
防災活動		・自主防災組織の結成促進	市	————▶		
		・自主防災組織による防災訓練の実施、資機材等の整備促進	市	————▶▶▶

第V章 計画実現に向けて



1. 計画実現に向けての施策

1.1. 計画実現に向けた取り組み

1) 都市機能の維持・強化

<①坂出駅周辺のにぎわい創出>下図 ①

- ・坂出駅周辺の商業機能の維持・強化
- ・文化・コミュニティ機能の充実
(文化施設・コミュニティ活動拠点施設の整備)
- ・坂出駅を中心とする公共交通利便性の向上
(公共交通結節点の強化)
(バリアフリー化の推進)

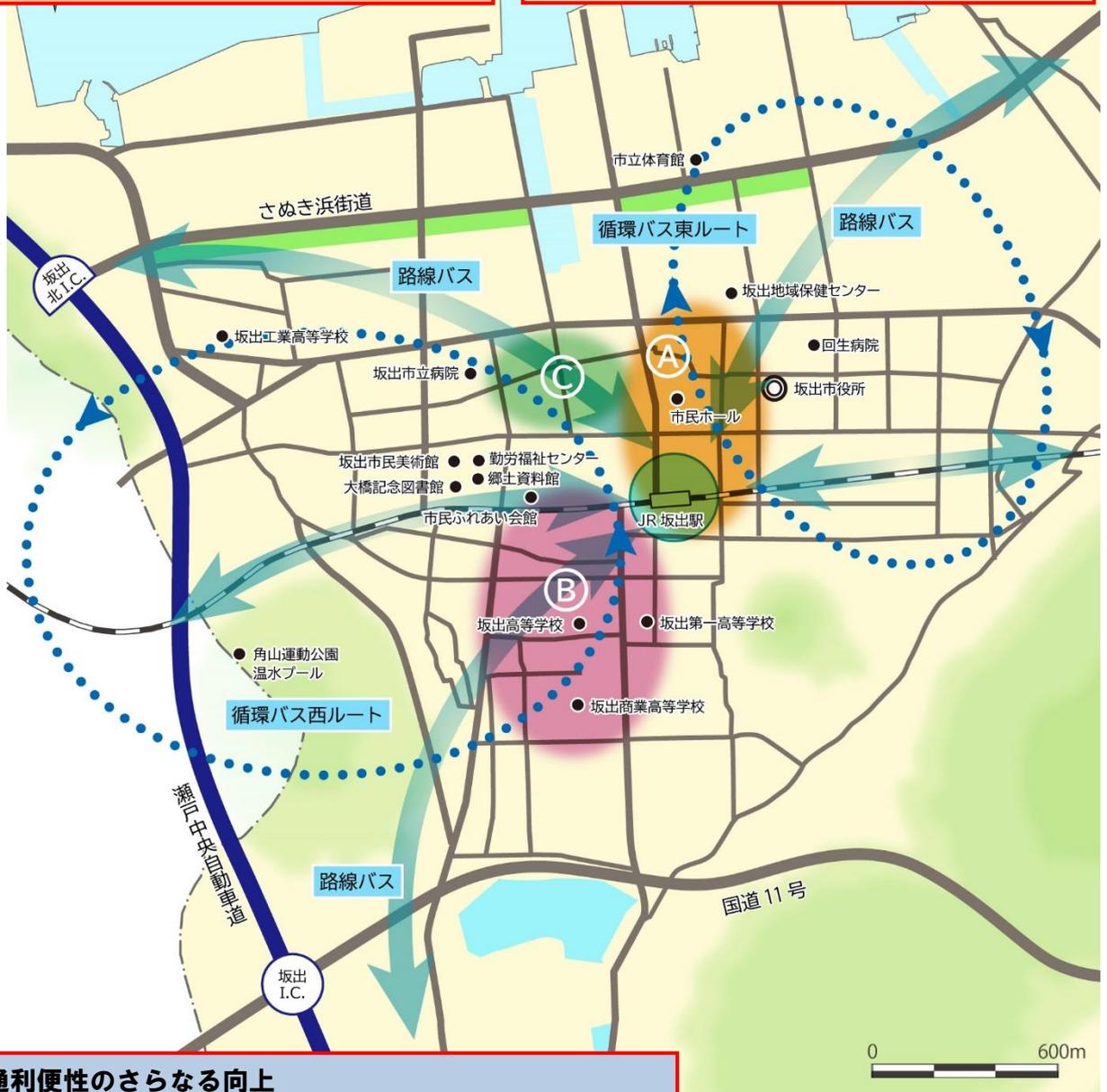
1) 都市機能の維持・強化

<②文化教育機能の強化>下図 ②

- ・文化教育機能の強化
- ・文教地区の環境整備 (通学路の整備)

2) 密集市街地の環境改善 下図 ③

- ・密集市街地の環境改善
(狭隘道路の改善、住宅の防火・耐震化促進)



3) 交通利便性のさらなる向上

- ・まちなかの交通利便性向上 (公共交通の利用しやすさ改善)
- ・公共交通結節機能の強化 (坂出駅周辺)
- ・各地域とまちなかを結ぶ公共交通ネットワークの維持・強化

1) 都市機能の維持・強化

①坂出駅周辺のにぎわい創出

- 坂出駅周辺の商業機能の維持・強化
- 文化・コミュニティ機能の充実
(文化施設・コミュニティ活動拠点施設の整備)
- 坂出駅を中心とする公共交通利便性の向上
(公共交通結節点の強化・バリアフリー化の推進)

JR坂出駅周辺のにぎわい創出という観点から、商業機能の維持・強化を図ります。

また、JR坂出駅周辺は本市の中心的役割を担う区域であることから、市民活動の中心地として、市内外問わず多様な世代のために、文化施設およびコミュニティ活動拠点施設の整備を進め、文化・コミュニティ機能の充実を図ります。

加えて、坂出駅周辺における公共交通結節機能を強化するとともに、公共交通機関や駅周辺の広場、道路等のバリアフリー化を推進することで、JR坂出駅を中心とする公共交通利便性の向上を図ります。

なお、計画の具体化にあたっては、坂出駅周辺再整備基本構想における取組と連携しながら進めていきます。

②文化教育機能の強化

- 文化教育機能の強化
- 文教地区の環境整備（通学路の整備）

本市は、市内各地域からの交通アクセスが良好なJR坂出駅周辺に各種都市機能が集積し、生活利便性が高い状況となっています。

特に、JR坂出駅周辺には教育関連施設が充実していることから、文化教育機能の強化を図るとともに、通学路の整備を進め、文教地区の安全確保を図ります。

2) 密集市街地の環境改善

- 密集市街地の環境改善
(狭隘道路の改善、住宅の防火・耐震化促進)

交通アクセスが良好で、各種都市機能が集積するJR坂出駅周辺は、利便性に優れており、総合病院などの医療関連施設が充実しているなど、暮らしやすい環境が整っている地域です。また、人口減少時代において都市機能の維持に向けた人口密度を確保していくためにも、まちなかの居住を積極的に促進する必要があります。

そうした中で、本市のまちなかにおいては、狭隘な道路で構成された住宅密集地が存在し、地震・火災発生時には被害拡大が懸念されることから、安全性を確保し、まちなかの居住を促進するため、密集市街地の環境改善（狭隘道路の改善、住宅の防火・耐震化促進）を図ります。

さらに、空きビル、空き店舗、空き家等の既存ストックを有効に活用するため、次のような取組を実施しており、今後ともこれらの取組を継続していきます。

- ・香川県空き家バンク「かがわ住まいネット」の活用による本市の空き家情報の登録、提供
- ・坂出市移住促進・空き家改修補助金（本市への移住促進のための空き家バンク登録物件の改修工事に対する補助金の交付。空き家が居住誘導区域内の場合は補助金上限額を増加）

3) 交通利便性のさらなる向上

- ・まちなかの交通利便性向上（公共交通の利用しやすさ改善）
- ・公共交通結節機能の強化（坂出駅周辺）
- ・各地域とまちなかを結ぶ公共交通ネットワークの維持・強化

JR 坂出駅は、JR 岡山駅まで約 40 分、JR 高松駅まで約 15 分と利便性に優れています。その JR 坂出駅を起終点として、中心市街地の病院や学校、公共施設、商業施設等を巡る循環バスが運行しており、また、坂出駅周辺からは各地域を結ぶ路線バスやデマンド型乗合タクシーが運行しています。

今後は、公共交通の利用しやすさを改善する等、まちなかの交通利便性をさらに向上させるとともに、駅前広場の再整備や周辺道路の拡幅整備を行い、公共交通結節機能を強化することで中心市街地と郊外部のアクセス強化を図り、郊外においてもまちなかの利便性を享受できるよう中心市街地と市内各地区が一体となった公共交通ネットワークの維持・強化を図ります。

1.2. 建築等行為の届出制度

立地適正化計画のめざす、まちづくりの実現に向けて、法の規定に基づき、以下の通り建築等行為の届出制度を運用します。

なお、この届出制度は、建築等行為の動向を把握し、緩やかな土地利用の誘導を図るための制度であり、これらの行為を禁止したり、規制したりするものではありませんが、開発行為等が住居や都市機能の立地誘導を図る上で支障があると認められる時は、届出者との調整や勧告を行うことがあります。

1) 居住誘導に係る届出制度（都市再生特別措置法）

居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、居住誘導区域外で以下の行為を行うおうとする場合には、行為に着手する30日前までに届出が必要となります。

○届出が必要となる行為

<p>■ 開発行為</p> <p>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの</p>	<p>①の例示 3戸の開発行為  届</p> <p>②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為  届</p> <p>800㎡ 2戸の開発行為  不要</p>
<p>■ 建築等行為</p> <p>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</p>	<p>①の例示 3戸の建築行為  届</p> <p>1戸の建築行為  不要</p>

2) 都市機能誘導に係る届出制度（都市再生特別措置法）

都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導施設を対象として、都市機能誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、行為に着手する日の30日前までに届出が必要となります。

また、都市機能誘導区域内の既存の誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、休止（廃止）しようとする日の30日前までに届出が必要となります。

○届出が必要となる行為

■開発行為

- ・都市機能誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

■建築等行為

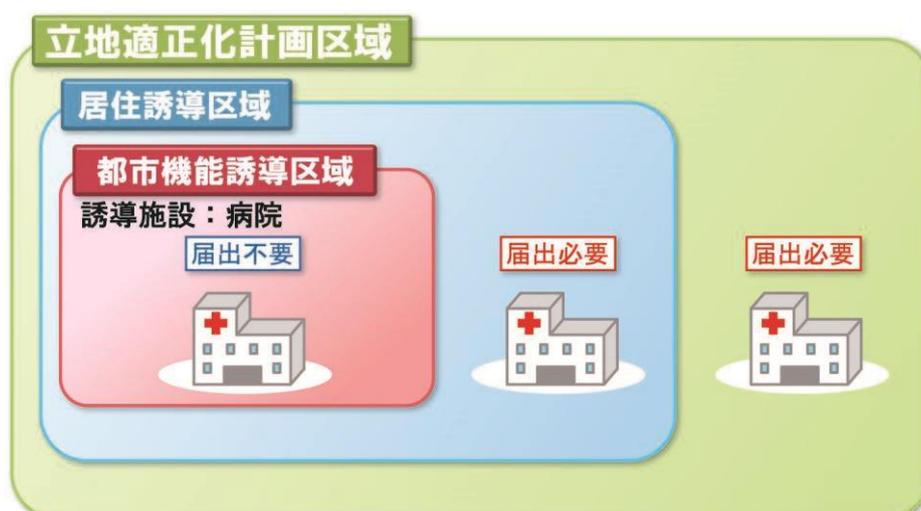
- ①都市機能誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合

■休止・廃止

- ・都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止しようとする場合

○届出の対象となる施設（誘導施設）

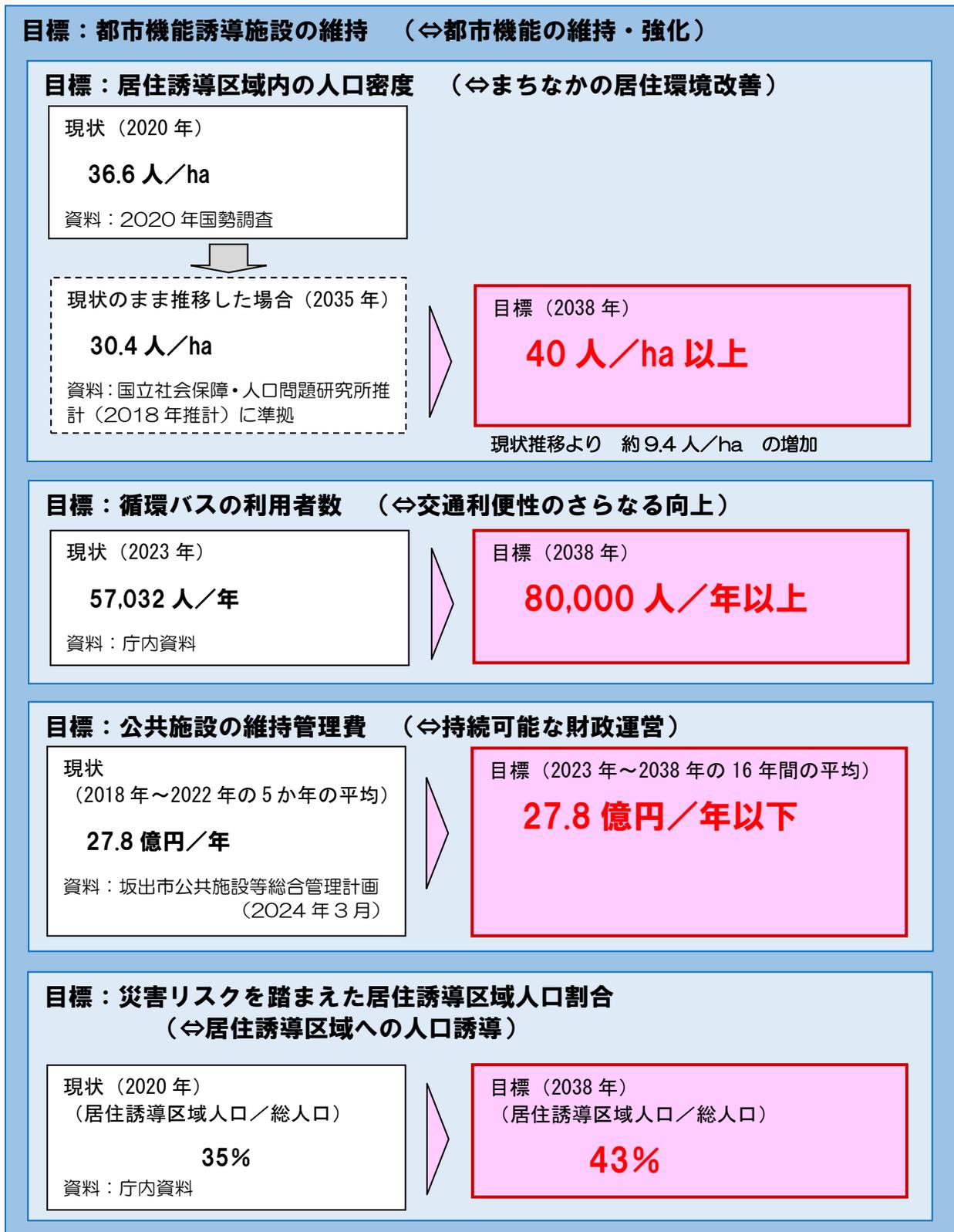
- ・大規模商業施設（店舗面積3,000㎡以上）
- ・病院（第二次救急医療施設）
- ・保健センター（地域保健法第18条）
- ・市役所（本庁）
- ・中核的な公共施設（広域を対象として総括的なサービスを提供する施設）
- ・高等学校等（幼稚園、小学校、中学校を除く学校〈学校教育法〉）
- ・子育て世代活動支援センター
- ・文化施設（図書館、美術館、市民ホールなど、広域を対象として総括的なサービスを提供する施設）
- ・地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設



2.計画の評価

2.1. 目標値の設定

概ね 20 年後（2038 年）を目標とする本計画の進捗状況や効果等を客観的かつ定量的に把握するため、次の通り目標値を設定します。



2.2. 計画の進行管理

本計画で位置づけた取り組みを着実に推進するとともに、実施効果を点検し、定期的な見直しを行うために、PDCAサイクルを構築し計画の進行管理を実施します。



①計画の策定 (Plan)

目標を実現するための計画（区域、施策、事業等）を策定します。

②計画の実施 (Do)

施策やプロジェクト等を実施します。併せて、その成果の測定も行います。

③計画の点検 (Check)

指標等に照らし合わせて、成果を点検・評価します。

④計画の見直し (Action)

点検結果をもとに計画を見直し、改善に必要な措置を講じます。

坂出市立地適正化計画

発行年月：令和7年3月

発行：坂出市建設経済部都市整備課

〒762-8601

香川県坂出市室町二丁目3番5号

TEL：0877-44-5017

FAX：0877-44-4585

HP：<http://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/tosiseibi/>



坂出市公認キャラクターさかいでまる